

第2期 ささっ子 子育て いちばんプラン

～第2期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画～



丹波篠山市



はじめに



人口減少、少子高齢化が加速する今日、丹波篠山市の出生数も減少傾向にあり、核家族世帯の増加や就労環境の多様化に伴い、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、全国的に地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下が懸念されるなか、虐待やいじめ、不登校といった子どもを取り巻く深刻な課題が顕在化しています。こうした中、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。令和元年10月から幼児教育・保育の無償化もスタートしており、保護者の視点に立ち、各家庭における負担や不安を和らげ、安心して子育てができる環境の整備、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会をめざす必要があります。

当市では、平成24年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立に伴う「子ども・子育て支援新制度」により、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、総合的に推進するべく、平成27年度から5年を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定して、乳幼児期から就学後を見据えた子育ての質の向上をめざし様々な子育て支援施策を推進しています。

本計画は、令和2年3月をもって終了する第1期計画の考え方を踏襲しつつ、現状や課題、市民ニーズ等を踏まえ、本市の特色や特徴を生かして、令和2年度から5年を計画期間とする「第2期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画」となっています。この計画を着実に推進し「子育てするなら丹波篠山市がいちばんよい!」とだけ言っただけのように、行政だけでなく、地域、事業者との協働による社会全体での取組が重要となりますので、今後とも市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、アンケート調査で貴重な意見を賜りました市民の皆様、熱心にご審議いただきました丹波篠山市子ども・子育て会議委員の皆様方に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

丹波篠山市長 酒井 隆 明

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	2
4 丹波篠山市の子ども・子育ての現状と課題.....	3
第2章 計画の基本的な考え方.....	5
1 本計画がめざすまちの将来像.....	5
2 本市がめざす子どもの姿.....	7
3 基本目標.....	8
4 計画の体系.....	9
第3章 施策の展開.....	10
1 多様なニーズに応じた教育・保育を提供します.....	10
2 子どもの健やかな成長を支えます.....	20
3 男女がともに子育てできるようにします.....	29
4 みんなで協力して子どもを育てられるようにします.....	32
5 子育て家庭が安心して暮らせるまちにします.....	37
第4章 計画の推進にあたって.....	42
1 計画の推進体制.....	42
2 計画の進捗管理・評価.....	42
第5章 資料編.....	43
1 子ども・子育てを取り巻く現状.....	43
2 計画策定の経過.....	56
3 丹波篠山市子ども・子育て会議.....	57
4 丹波篠山市子育ていちばん条例.....	59
5 用語解説.....	62



第 1 章 計画策定にあたって



1 計画策定の趣旨

近年、我が国においては、急速な少子化等を背景として、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化し続けています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑・多様化しています。

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。しかし、都市部における待機児童の増加や地方における子どもの減少等、子ども・子育てをめぐる課題はますます増大していることから、様々な課題解決を図るため、新たな支援制度を構築することとなりました。

平成 24 年には「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、新たな制度のもと、市町村においては、幼児期の教育・保育、子育て支援の量の拡充や質の向上を図るとともに、地域に応じた子育て支援を進めることとなっています。

丹波篠山市においては、平成 22 年に策定した「元気なささっ子 愛 プラン」後期行動計画に基づき、次代を担う子どもと子育て家庭への支援を総合的・計画的に推進してきました。また、平成 23 年に「篠山市子育ていちばん条例」を制定し、保護者や保育所・幼稚園、地域住民、事業者等の協働により、子どもたちを健やかに育み、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりをめざした取り組みを進めてきました。

このような背景を踏まえながら、本市における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、平成 27 年 3 月に平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 力年を計画期間として、「ささっ子 子育て いちばんプラン」を策定しました。本年度がその計画の最終年度となる事から、今回「第 2 期 ささっ子 子育て いちばんプラン（第 2 期子ども・子育て支援事業計画）」（以下「本計画」をいう。）を策定するものです。

本計画の推進にあたっては、市民ニーズに応じて教育・保育の「量」を確保するとともに、丹波篠山市としての子ども・子育ての「質」の確保を図ります。

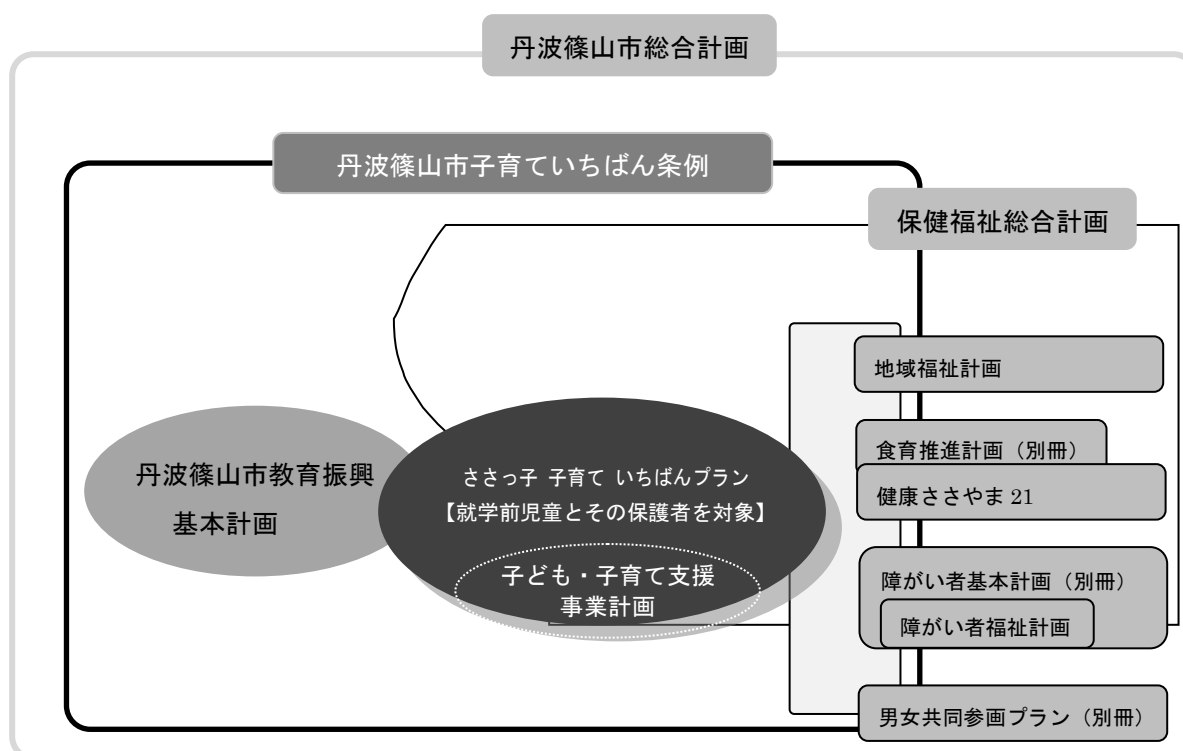


2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。特に、子どもたちが基本的な生きる力を獲得するために、最も基礎であり重要な時期である乳幼児期（就学前児童とその保護者を対象）までを中心とした計画とします。

なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画を兼ねるものとし、「元気なささっ子 愛 プラン」（後期行動計画）の考え方を継承するものとします。

また、下図の通り、本市の最上位計画である「丹波篠山市総合計画」、「丹波篠山市子育ていちばん条例」をはじめ、各種法律に基づく様々な関連計画と整合を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。



3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中においても社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに柔軟に対応するため、適宜計画の見直しを行うものとします。



4 丹波篠山市の子ども・子育ての現状と課題

(1) 市内における平等な教育・保育環境の整備

ニーズ調査結果（資料編50頁参照）によると、平日定期的に利用したい事業として、「認定こども園」「幼稚園」「公立・私立保育所」「幼稚園終了後の預かり保育」等のニーズが高くみられました。また、現在利用していないとして、「利用する必要がない」「子どもがまだ小さいため」の割合が高い一方、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」「利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない」等の理由も少数ながらみられ、第1期の結果と同じく、すべての人が希望するかたちで事業を利用できていない状況が伺えました。

本市では、平成11年の合併による新市誕生以降、保育所や幼稚園等の教育・保育施設の統廃合及び適正配置に取り組みながら、市内のどの地域においても丹波篠山らしい教育・保育を等しく提供できる体制整備をめざしてきました。平成21年度から幼稚園児を対象とした預かり保育を順次開設し、平成22年には市内ではじめての公立認定こども園を開園し、平成31年には本市の東部に2園目の公立認定こども園を開園するなど、幼保一体化についても具体的な取り組みを進めてきました。

また、私立保育所が認定こども園へ移行し、民間活力を生かした教育・保育も展開しています。小学校教育への円滑な接続も見据え、公立・私立を含めた教育・保育の適正なあり方について、今後も引き続き検討が必要です。

(2) 乳幼児期から就学後を見据えた子育ての質の向上

ニーズ調査結果（資料編52頁参照）によると、将来子どもにどのような人に育ててほしいと思うかについて、「公共心や社会常識、マナーを身につけた人」「人の意見に耳を傾け、柔軟に受け入れられる人」「逆境に負けない忍耐力と自立心を身に付けた人」等の割合が高くなっています。

本市では、平成24年に教育・保育の関係者が連携し「ふた葉プロジェクト」を立ち上げました。プロジェクトにおいては、乳幼児期に「眠育」「食育」「遊び」を通して基本的な生活習慣を身につけることが、就学後の豊かな成長と学びにもつながるという考えのもと、保護者と教育・保育施設が連携した取り組みの推進をめざしています。今後、こうした取り組みをより具体化・活性化することで、乳幼児期から就学後を見据えた子育ての質を向上させることが期待されます。

また幼保一体化にあたっては、施設の整備だけでなく、子どもの育ちの視点にたち、保育所や幼稚園、認定こども園といったそれぞれの教育・保育施設において、等しく健やかな子どもの育ちを保障していくことが必要です。

(3) 子育て資源の周知・活用

本市は豊かな自然に恵まれているとともに、「食」や「農」をキーワードにしたまちづくりが活発に行われている中で、親子で参加し楽しむことのできるイベントや地域行事等が市内で数多く展開されています。

ニーズ調査結果（資料編53頁参照）によると、これからも子どもに丹波篠山で育てほしいと回答した人について、その理由として「自然豊かな環境」「田舎の良さがある」「子育てしやすいまち」等が多くあげられていることから、本市の子育ての環境に満足している人は子どもの定住希望も強いことがうかがえます。

一方、同ニーズ調査結果（資料編54・55頁参照）からは、丹波篠山市に対して期待する子育て支援策について、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」等、親子で集まり楽しむことのできる場に関するニーズが高くみられました。また、子育てふれあいセンターについて、利用している方に、今は利用していないが今後利用したい方を加えると45%を超える方が利用希望を持たれています。

上記から、本市には様々な交流拠点や行事など子育てに関する資源が豊かである一方で、子育て家庭に十分に周知ができていない状況がうかがえます。平成29年12月より市の子育てアプリ「ささっ子すくすくアプリ」を活用して各種子育て支援情報を発信しておりますが、今後も、子育て家庭のニーズに応じた情報発信のあり方を検討していく必要があります。

また、市内の自然環境や公園等の遊び場については、安心・安全の観点から利用にあたって不安の声もあることから、これらの資源を活用し、親子が安心・安全に遊ぶことのできる環境づくりも求められています。

(4) 特別な配慮や支援が必要な子どもへの支援の充実

近年、発達障害等に関する理解が進みつつある一方で、特に乳幼児期においては、保護者が子どもの発達に関して不安を感じやすいため、きめ細かな相談支援が求められています。

本市では、発達障害等の配慮や支援が必要な子どもについて、乳幼児期から就学までの一貫した支援体制を構築することを目的として、神戸大学との協働により、平成22年度から就学前発達障害等早期支援システム構築事業に取り組んできました。当該事業においては、すべての4歳児とその保護者を対象に4歳児調査票を実施し、発達障害等の早期発見と就学までの一貫した支援に取り組んでいます。今後は、乳幼児健診や保育所・幼稚園の巡回相談、サポートファイル等とのつながりを強化し、より一貫性を持った支援のあり方について引き続き検討が必要です。

また、市の療育支援の中核的な施設として、「丹波篠山市児童発達支援センター」を開設しています。

すべての子どもの健やかな育ちを確保するためには、今後もこれらの拠点や事業を活用するとともに、関係各課及び関係機関の連携を一層強化し、特別な配慮や支援を必要とする子どもを早期発見及び一貫した支援を行うしくみづくりが必要です。

第2章

計画の基本的な考え方



1 本計画がめざすまちの将来像

全国的な核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが困難な状況となっています。また、現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えていること等が懸念されており、これらは本市においても例外ではありません。

しかし、本市での子育て環境や教育環境は、豊かな自然環境に恵まれ、各自治会やまちづくり協議会、さらには各種団体やボランティアの皆さんにおいても、様々な子どもたちの健全育成に関する取り組みを行っていただいております。周囲の人たちの支援も受けやすいなど、都会とは違った良さがあります。

このような丹波篠山の良さをさらに充実・継続するなかで、本市の子ども・子育て支援は、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことができるよう、地域や社会全体で支援するものです。地域や社会が保護者に寄り添い、子育ての負担や不安を和らげることを通じて、子育てや子どもの成長、また親自身の成長に対し、喜びや生きがいを感じることをできるよう支援をしていくことが必要です。

あわせて、子ども一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるなかで、子どもが自らを認め自信を持ち、自分の力で育つことができるよう支援していく必要があります。そのため、乳児期においては、大人への愛着形成を通じて心の安定や他者への信頼感を育み、幼児期においては友達との関係づくりや基本的な生きる力を身につけるといったように、乳児期から学齢期にいたるまで、子どもの心身の健全な育ちを支援するための環境づくりが必要です。

本計画では、以上のような考え方をもとに、社会全体で子育て・子育てを支援するまちづくりを通じて、丹波篠山の子育てブランドの確立をめざします。

丹波篠山市がめざすまちの将来像

**子育てするなら丹波篠山がいちばん！
とみんなが思うことのできるまち**



子育てするなら丹波篠山がいちばん！



とみんなが思うことのできるまち

丹波篠山子育てブランドの確立

子育て

子育て



子どもが自ら成長できる環境

希望 夢



丹波篠山の地域資源を活用し、社会全体で“子育て・子育て”を応援



教育・保育の充実した環境

第2期 ささっ子 子育て いちばんプラン
～第2期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画～

子育ていちばん条例



2 本市がめざす子どもの姿

ニーズ調査結果によると、将来、子どもにどのような人に育ててほしいと思うかについては、「公共心や社会常識、マナーを身につけた人」「人の意見に耳を傾け、柔軟に受け入れられる人」「逆境に負けない忍耐力と自立心を身につけた人」等の割合が高くなっています。

生涯を通じて様々な人と出会う中で、互いを認め合い、助け合う心を育みながら、強くたくましく育ててほしいという、親の願いがうかがえます。

多くの親が願うそうした子どもの育ちには、家庭の深い愛と親の責任が欠かせません。

特に乳幼児期の子どもは、家庭の温かい雰囲気と深い信頼関係に包まれることで、思いやりの心や自尊感情を育みます。また、そうした家庭の愛情をベースとして、自立心を培い、物事に取り組もうとする意欲やたくましさが育まれます。

中でも、「すやすや眠り、もりもり食べ、いきいき遊ぶ」といった基本的な生活習慣は、乳幼児期に様々な力を育むうえで「根っこ」となる大切な要素であり、優しさと厳しさを持って「躾（しつけ）」をすることは、私たち大人の重要な役割といえます。

以上のような考え方から本市では、朝日とともに目覚め、季節を感じながら旬のものを家族と食べ、豊かな自然の中で夢中になって遊ぶことができる、そんな乳幼児の姿をめざし、本計画を推進していきます。

そこで、保護者はもちろん、保育所・幼稚園・認定こども園等の教育・保育施設や地域、関係機関等が同じ目標を共有し、質の高い教育・保育を提供できる体制づくりを進めるため、本市がめざす乳幼児の姿を、本計画の将来像を踏まえ、以下の通り掲げます。

朝日とともに目覚め、四季を感じながら

夢中になって遊ぶ ささっ子



3 基本目標

基本目標 1. 多様なニーズに応じた保育・教育を提供します

子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じて幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境整備を進めます。また、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標 2. 子どもの健やかな成長を支えます

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、ふた葉プロジェクトを進めるとともに、妊婦健診や乳幼児健診等、各種母子保健事業や小児医療体制の充実を図ります。また、発達に関して配慮や支援が必要な子どもへのきめ細かな支援体制づくりを進めます。

基本目標 3. 男女がともに子育てできるようにします

男女がともに協力して子育てができるよう、親の子育て力の向上や子育ての参加促進に努めるとともに、子育てしながら働きやすい環境づくりを進めます。

基本目標 4. みんなで協力して子どもを育てられるようにします

子どもの育ちを社会全体で支援するため、子育てに関する意識を高めるとともに、地域における子育て支援ネットワークづくりを進めます。また、親子や地域住民が気軽に参加し交流できる環境づくりを進めます。

基本目標 5. 子育て家庭が安心して暮らせるまちにします

ひとり親家庭や外国人家庭等、特に支援が必要な子育て家庭への支援を充実するとともに、児童虐待等の深刻な課題を抱える家庭への支援ネットワークづくりを進めます。また、すべての子育て家庭が安心して暮らせるよう、子育てバリアフリーのまちづくりを進めます。



4 計画の体系

将来像

**子育てするなら丹波篠山がいちばん！
とみんなが思うことのできるまち**

本市がめざす子どもの姿

**朝日とともに目覚め、四季を感じながら
夢中になって遊ぶ ささっ子**

基本目標

施策の方向

1. 多様なニーズに応じた
保育・教育を提供します

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 各年度における教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等
- (3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

2. 子どもの健やかな成長を支
えます

- (1) 妊娠・出産における安心・安全の確保と支援
- (2) 子どもの成長と発達への支援
- (3) 障がいのある子どもへの支援
- (4) 小児医療体制の充実

3. 男女がともに子育てできる
ようにします

- (1) 親の子育て力の向上
- (2) 男性の子育てへの参加の促進
- (3) 働き方の見直しと子育てしやすい職場環境づくりの推進

4. みんなで協力して子どもを
育てられるようにします

- (1) 子育てへの関心の喚起と理解の促進
- (2) 地域と協働した子育て支援の取り組み
- (3) 保護者と子どもの居場所づくりの推進

5. 子育て家庭が安心して暮ら
せるまちにします

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 在住外国人家庭への支援
- (3) 児童虐待防止に向けた取り組みの推進
- (4) 子育て家庭への経済的支援
- (5) 子どもの安全確保とやさしい環境づくり

第 3 章 施策の展開



1 多様なニーズに応じた教育・保育を提供します

子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じて幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境整備を進めます。また、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全市）とします。

(2) 各年度における教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

量の見込み

■教育

単位(実人/年)

丹波篠山市		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		363	163	352	158	327	147
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園	363	163	352	158	327	147
②-①		0	0	0	0	0	0

丹波篠山市		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号	1号	2号
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		329	148	312	140
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園	329	148	312	140
②-①		0	0	0	0

■保育

単位(実人/年)

丹波篠山市		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		459	20	304	449	20	298	426	20	295
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	459	20	304	449	20	298	426	20	295
	地域型保育 事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0

丹波篠山市		令和5年度			令和6年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		428	20	294	419	19	291
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	428	20	294	419	19	291
	地域型保育 事業	-	-	-	-	-	-
②-①		0	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

- 教育の定員数については、令和元年度現在、993名（公立幼稚園11園、公立認定こども園2園、私立認定こども園2園）の提供体制があります。
- 保育の定員数については、令和元年度現在、917名（公立保育所4園、公立認定こども園2園、私立認定こども園2園）の提供体制があります。
- 令和2年度から令和6年度にかけては、引き続き児童人口の減少とともに見込み量も減少傾向にあるため、とくにニーズの高い地域の提供体制の確保に配慮しつつ、市全体で柔軟に子どもを受け入れるための体制づくりに努めます。
- 地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 本市の認定こども園については、令和元年度現在で、公立が2園と私立が2園となっています。本市ではこれまで、「篠山市幼保一体化推進計画（平成24年3月）」に基づき、教育・保育の一体的な提供体制について検討を進めてきました。当該計画によると、公立保育所・幼稚園の認定こども園への移行については、令和2年度以降に検討することとしています。
- 私立も含め、幼稚園、認定こども園、預かり保育のあり方について、引き続き具体的な検討を進めていきます。
- 就学前から小学校への円滑な接続をめざし、地域や各園に応じたアプローチカリキュラムを活用した連携の充実をはかります。

(3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

量の見込み

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		単位	実績	量の見込み					
			平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①	延長保育事業	実人/年	115	114	112	108	108	105	
②	放課後児童健全育成事業	低学年	実人/年	398	333	331	335	317	313
		高学年	実人/年	121	158	157	154	153	152
③	子育て家庭ショートステイ(子育て短期支援事業)	延人/年	-	20	20	20	20	20	
④	子育てふれあいセンター おとわの森子育てママフィールド (地域子育て支援拠点事業)	延人/年	18,398	17,829	17,545	17,413	17,303	17,129	
			3,134	3,038	2,989	2,967	2,948	2,918	
⑤	一時預かり事業	幼稚園の預かり事業	延人/年	45,613	48,363	47,846	43,794	44,004	41,825
		一時預かり	延人/年	660	686	677	665	654	643
⑥	病児・病後児保育事業	延人/年	363	432	422	408	408	398	
⑦	ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)	延人/年	72	110	108	106	105	103	
⑧	妊婦健診事業	実人/年	417	424	422	419	415	409	
⑨	乳児家庭全戸訪問事業	実人/年	242	246	245	243	242	237	
⑩	養育支援訪問事業	実人/年	8	8	8	8	8	8	
⑪	利用者支援	か所	3	3	3	3	3	3	

①延長保育事業

量の見込み(再掲)

■延長保育事業

単位(実人/年)

丹波篠山市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	114	112	108	108	105
②確保の内容	114	112	108	108	105
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○延長保育については、令和元年度現在、私立認定こども園 2 園で実施しており、見込み量に対する提供体制は確保できている状況です。

②放課後児童健全育成事業

量の見込み(再掲)

■放課後児童健全育成事業

単位(実人/年)

丹波篠山市		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	低学年	333	331	335	317	313
	高学年	158	157	154	153	152
②確保の内容		491	488	489	470	465
②-①		0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、令和元年度現在、市内 11 か所で実施しており、すべての児童クラブで高学年6年生までの受け入れを行っています。

○今後も一定数の利用が見込まれるため、利用者のニーズに応じた柔軟な運営形態及び提供体制の確保に努めます。

③子育て家庭ショートステイ（子育て短期支援事業）

量の見込み(再掲)

■子育て短期支援事業

単位(延人/年)

丹波篠山市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	20	20	20	20	20
②確保の内容	20	20	20	20	20
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○子育て家庭ショートステイについては、県内の乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設等で実施しており、見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

④子育てふれあいセンター・おとわの森子育てママフィールド（地域子育て支援拠点事業）

量の見込み(再掲)

■地域子育て支援拠点事業

単位(延人/年)

(上段:子育てふれあいセンター、下段:おとわの森子育てママフィールド)

丹波篠山市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	17,829	17,545	17,413	17,303	17,129
	3,038	2,989	2,967	2,948	2,918
②確保の内容	17,829	17,545	17,413	17,303	17,129
	3,038	2,989	2,967	2,948	2,918
②-①	0	0	0	0	0

※上段は、利用者が施設を半日利用した場合に1人として計上しています。

提供体制、確保策の考え方

- 子育てふれあいセンターについては、令和元年度現在、4か所で実施しています。
- 平成30年度から開館時間を延長するとともに土曜日開所(たんなんのみ)を実施し、利用しやすい運営形態及び提供体制の確保に努めています。
- 平成29年8月からおとわの森子育てママフィールドを開設し、利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めています。

⑤一時預かり事業

量の見込み(再掲)

■幼稚園での預かり保育

単位(延人/年)
(下段単位(実人/日))

丹波篠山市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	48,363 (163)	47,846 (158)	43,794 (147)	44,004 (148)	41,825 (140)
②確保の内容	48,363 (163)	47,846 (158)	43,794 (147)	44,004 (148)	41,825 (140)
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○幼稚園での預かり保育については、令和元年度現在、6か所で実施しています。共働きの幼稚園利用の家庭(2号認定の教育利用希望が強い家庭)が今後も一定数見込まれることから、令和3年度を目途にさらに1か所を整備し、提供体制の確保に努めます。

○確保方策については、6施設の定員合計275名、年間300日の実施を想定しています。

■幼稚園以外での一時預かり

単位(延人/年)
(下段単位(実人/日))

丹波篠山市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	686 (2.3)	677 (2.3)	665 (2.2)	654 (2.2)	643 (2.1)
②確保の内容	686 (2.3)	677 (2.3)	665 (2.2)	654 (2.2)	643 (2.1)
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○幼稚園以外での就学前児童の一時預かりについては、令和元年度現在、私立認定こども園1園で実施しています。今後も一定数のニーズが見込まれることから引き続き提供体制の確保に努めます。

○確保方策については、定員2名程度、年間300日の実施を想定しています。

⑥病児・病後児保育事業

量の見込み(再掲)

■病児・病後児保育事業

単位(延人/年)

丹波篠山市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	432	422	408	408	398
②確保の内容	432	422	408	408	398
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○平成29年3月に病児保育室「にこにこ」を開設し、月曜日から金曜日までの8時30分から17時まで開設しています。

○確保方策については、1か所において概ね4人程度の定員、年間240日程度の実施を想定しています。

⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

量の見込み(再掲)

■ファミリー・サポート・センター事業

単位(延人/年)

丹波篠山市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	110	108	106	105	103
②確保の内容	110	108	106	105	103
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○ファミリー・サポート・センター事業については、令和元年度現在、1か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

⑧妊婦健診事業

量の見込み(再掲)

■妊婦健診

単位(実人/年)

丹波篠山市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	424	422	419	415	409
②確保の内容	424	422	419	415	409
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○妊婦健診事業については、平成30年度現在、受診率はほぼ100%となっており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

量の見込み(再掲)

■乳児家庭全戸訪問事業

単位(実人/年)

丹波篠山市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	246	245	243	242	237
②確保の内容	246	245	243	242	237
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○乳児家庭全戸訪問事業については、平成30年度現在、訪問実施率は98%となっています。見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況であり、今後、実施率100%をめざします。

⑩養育支援訪問事業

量の見込み(再掲)

■養育支援訪問事業

単位(実人/年)

丹波篠山市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	8	8	8	8	8
②確保の内容	8	8	8	8	8
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○養育支援訪問事業については、実施状況が少数であり、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

⑪利用者支援事業

量の見込み(再掲)

■利用者支援

単位(か所)

丹波篠山市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	3	3	3	3	3
②確保の内容	3	3	3	3	3
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○利用者支援事業については、3か所で実施し、見込み量に対する提供体制の確保に努めます。



2 子どもの健やかな成長を支えます

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、ふた葉プロジェクトを進めるとともに、妊婦健診や乳幼児健診等、各種母子保健事業や小児医療体制の充実を図ります。また、発達に関して配慮や支援が必要な子どもへのきめ細かな支援体制づくりを進めます。

(1) 妊娠・出産における安心・安全の確保と支援

健やかな妊娠生活を送り、安心して出産を迎えられるよう、妊娠期の過ごし方や子育ての知識など、妊娠・出産・子育てに関する相談や指導、役立つ情報の提供を行うとともに、出産後の子育てに向けて親子の仲間づくりにつなげるための交流機会を提供します。

■重点的に取り組む事業

No	事業名	事業概要	方向性	今後の展開方向	担当
1	パパママ教室	妊娠期の正しい知識の啓発や仲間づくりの場を提供し、健やかな妊娠・出産を迎えるための支援を行うとともに、妊娠期からの子育て支援を行います。 実績値（令和元年度見込） ●開催数：12回	継続	妊娠期からの仲間づくりや相談の重要性について周知するとともに、先輩パパママとの交流機会等、実施内容の充実を図ります。 目標値（令和6年度） ●開催数：12回	健康課
2	子育て世代包括センター「ふたば」における支援	お産応援窓口を設置し妊婦から出産、子育てに係る切れ目のない相談体制を整備します。関係機関との連携強化を図りながら、妊婦から就学前までの一貫した支援を行います。	継続	妊婦から出産、子育てに係る切れ目のない相談支援と関係機関との連携強化を図りながら、妊婦から就学前までの一貫した支援を行います。	健康課
3	産後ママのサポート事業	退院後から生後4ヶ月までの母子に対して、病院等において助産師から心身のケアや授乳や育児相談を受け産後も安心して子育てが出来る環境整備を行います。 宿泊型ケア、日帰り型ケア 訪問型ケア	継続	産後ママの腰痛改善や予防のため産後のマイナートラブルと生活習慣に関する実態把握と骨密度測定を実施し、母親自身が心身ともに元気で健やかな育児ができるよう支援します。	健康課

No	事業名	事業概要	方向性	今後の展開方向	担当
4	お産応援119(仮)	妊婦が安心、安全に出産を迎えるため、事前登録を行い、出産の兆し又は異常等により自力での受診が困難な場合、また緊急に搬送する必要がある場合等に救急車を利用して、妊婦を分娩医療機関まで搬送します。	新規	妊婦に登録制度を広く周知することで不安を軽減し、緊急時には安心して救急車を要請することができます。また、事前登録により消防署が妊婦の情報を把握しておくことで、いざという時に迅速な対応を行います。 目標値(令和6年度) 妊婦事前登録率100%	健康課

■一般事業

No	事業名	事業概要	方向性	担当
5	適切な妊婦健診受診の勧奨	健やかな妊娠期を過ごすため妊婦健診の必要性についての啓発を図り、また妊婦健診にかかる経済的負担等に対し支援を行います。	継続	健康課
6	母子健康手帳の交付・情報提供	妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付します。同時に妊娠・出産及び育児に関する情報提供を行うとともに、喫煙や飲酒の害等について啓発を進めます。また、妊婦アンケートを実施し、ハイリスク妊婦の早期把握に努めます。	継続	健康課
7	妊産婦訪問指導	医療機関をはじめ関係機関との連携によりハイリスク妊婦の把握を行い、支援が必要な妊婦に対して適切な支援を提供します。	継続	健康課
8	不妊治療への支援	不妊に関する情報提供や相談支援を行います。また、経済的支援の充実を図ります。	継続	健康課
9	産後ママの腰痛予防教室(神戸大学地域連携事業)	産後のママの腰痛改善や予防のため産後のマイナートラブルと生活習慣に関する実態把握と骨密度測定を実施し、母親自身が心身ともに元気で健やかな育児ができるよう支援します。	継続	健康課
10	産婦健康診査費補助事業	産後2週間と産後1カ月の産婦を対象に産婦健康診査に係る費用を助成し、経済的支援を図ります。また、産婦の精神状態の把握を行い、育児不安の軽減や産後うつ等の予防に努めます。	継続	健康課
11	新生児聴覚検査費補助事業	全ての新生児が聴覚検査を受けることができる機会を確保し、聴覚障害の早期発見と適切な支援につなげ子どもの健やかな成長、発達を支援します。	継続	健康課

(2) 子どもの成長と発達への支援

幼児期の子どもの健やかな育ちを支えるため、保護者や保育所・幼稚園・こども園及び学校が連携し、ふた葉プロジェクトを推進します。

子どもの健やかな成長と保護者の育児不安に対する支援として、子どもの発育・発達や健康状態を定期的に確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図ります。あわせて、子どもの健康や子育てに関する様々な情報提供の充実を図るとともに、それぞれの親子の状況に応じた育児相談や適切な発達支援などに努めます。そして、各種事業を通じて親子同士の交流や仲間づくりを促進します。

■重点的に取り組む事業

No	事業名	事業概要	方向性	今後の展開方向	担当
12	ふた葉プロジェクトの推進	<p>子どもたちが健やかに育つとともに、保護者が喜びや楽しさを感じながら子育てできるように、保護者や保育所・幼稚園・認定こども園及び学校が連携しながら、幼児期における「眠育」「食育」「あそび」を総合的に推進します。</p> <p>また、自然体験を重視するとともに、丹波篠山に根差した木育を推進します。</p> <p>実績値（令和元年度見込）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●プロジェクトチーム会議開催回数：4回 ●子育て講演会開催回数：1回 	継続	<p>庁内及び関係機関で構成するプロジェクトチームを中心として、取り組み方針に基づき計画的に実施していきます。</p> <p>目標値（令和6年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●プロジェクトチーム会議開催回数：4回 ●子育て講演会開催回数：1回 	こども未来課
13	こんにちは赤ちゃん訪問事業	<p>子育て家庭の孤立を防ぎ、虐待予防と子育て支援の充実を図るため、4か月までの赤ちゃんのいる全家庭を対象に家庭訪問を行い身体計測・育児相談・情報提供等を行います。</p> <p>実績値（令和元年度見込）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問実施率：97% 	充実	<p>様々な機会に事業の周知・啓発を図り、実施率100%をめざします。</p> <p>※18頁に「量の見込みと確保策」を別途記載しています。</p> <p>目標値（令和6年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問実施率：100% 	健康課

No	事業名	事業概要	方向性	今後の展開方向	担当
14	親子遊び教室	<p>発達面において支援が必要と思われる子どもとその保護者を対象に、親子での遊び・活動を通じて子どもの健やかな発達を促すとともに、集団生活へのスムーズな移行を支援します。</p> <p>実績値（令和元年度見込） ●開催回数：29回</p>	継続	<p>保護者同士の仲間づくり、子育て不安の解消、子どもの発達に合わせた関わり方を学ぶ保護者学習会を開催し、親育ちを支援します。</p> <p>目標値（令和6年度） ●開催回数：30回</p>	健康課
15	就学前発達障害児等早期支援事業	<p>乳幼児期から就学に向けて、発達に応じて適切な支援を受けることができるよう、市内すべての4歳児と保護者、支援者に対して4歳児質問票を実施し、保護者に対して臨床心理士等による個別相談を行います。</p> <p>実績値（令和元年度見込） ●質問票実施率：98%</p>	充実	<p>関係機関と連携を図りながら保護者の認識に応じた支援を進めるとともに、専門職の確保に努めます。</p> <p>目標値（令和6年度） ●質問票実施率：100%</p>	健康課
16	生きる力を育む学校教育の充実	<p>「第3期丹波篠山きらめき教育プラン（丹波篠山市教育振興基本計画）」に基づき、児童生徒の確かな学力を育みます。また、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、一人ひとりを大切にする心を育みます。</p> <p>実績値（令和元年度見込） ●各種研修会の開催12回</p>	充実	<p>今後も学校・家庭・地域と連携し、確かな学力、豊かな心、健やかな体の生きる力をバランスよく育成するために、主体的・対話的で深い学びに向けた教育課程の創造をめざします。</p> <p>目標値（令和6年度） ●各種研修会の実施</p>	学校教育課

■一般事業

No	事業名	事業概要	方向性	担当
17	乳幼児健康診査 （4か月児）	<p>4か月児を対象に、身体計測、発達チェック、小児科医による診察、栄養相談、育児相談を実施します。</p>	継続	健康課
18	乳幼児健康診査 （1歳7か月児・3歳児）	<p>1歳7か月児、3歳6か月児を対象に、身体計測、内科・歯科診察、ブラッシング指導、栄養相談、育児相談を実施します。また、3歳児健診時には、対象児に視聴覚検査を実施します。</p> <p>保育園等と連携しながら未受診者の把握を図ります。</p>	継続	健康課

No	事業名	事業概要	方向性	担当
19	乳児健康相談	生後10か月児とその保護者を対象に、身体計測、栄養相談、育児相談、歯科相談を実施します。	継続	健康課
20	2歳児歯科健診	2歳6か月児を対象に、身体計測、歯科診察、ブラッシング指導、栄養相談、育児相談を実施します。健診時間、内容を含めて見直しを行い、事業の充実を図ります。保育園等と連携しながら未受診者の把握を図ります。	継続	健康課
21	子育て相談日	乳幼児の保護者に対して、発育・発達・栄養や食事、子育てに関する相談を行います。	継続	健康課
22	すこやか相談 発達相談	健診・園の巡回相談においてその後のフォローが必要な場合や、発達の遅れなどに不安がある場合に医師・心理士による個別相談を行うとともに、関係機関と連携して適切な就学支援を図ります。	継続	健康課
23	すくすく相談	乳幼児健診等で継続的な身体観察が必要な場合に、医師による診察・相談や理学療法士による運動発達指導を行います。	継続	健康課
24	未熟児養育事業	医療を必要とする未熟児に対して、医師が入院養育を認め、かつ市の認定を受けたものに対して医療費の給付を行います。	継続	健康課
25	子育てガイドブックの作成・配布	子育て支援に関する情報をまとめた「子育てガイドブック」を作成し、配布します。	継続	社会福祉課
26	どんぐりの里山プロジェクトの推進	親子で森に入り、色々な木の種類を講師の森林インストラクターからわかりやすく学習した後、木の名前テストの正解数に応じて子ども樹木博士の段位（10級から2段まで）を与え、子ども樹木博士として認定します。また、集めたどんぐりを育苗ポットに植え、参加者が持ち帰り、家庭でどんぐりの木を育てます。そうすることで、継続的に森林に関心を持ち、親子の絆や木を大切にする心を育みます。	継続	森づくり課
27	地域の里山再発見事業	森林や里山とふれあう機会が少なくなった地域住民や子どもたちに、あらためて、森や里山とふれあうきっかけとなる体験活動、木工クラフト体験などを通じて、親子の絆や木を大切にする心を育みます。	継続	森づくり課
28	ふるさとの森づくり連携ネットワーク会議(木育・担い手育成部会)	ふるさとの森づくり構想に基づき、みんなが森と多様な関わりをもち、木を使うことで、森林資源を循環させ、健康な森林と共に暮らす未来を目指しています。森づくりに関わる多様な主体による協働と連携を図り、健康な森づくりと木材利用等を推進させるため、将来の担い手となる子ども達の木育を提案します。	継続	森づくり課
29	子育てアプリの公開	子育てアプリ「ささっすくすくアプリ」を公開し、子育てに役立つ各種コンテンツや子育てイベント・支援情報を提供します。	継続	社会福祉課

(3) 障がいのある子どもへの支援

子どもの健全な発達に向けて、障がいのある子どもの発達・障がいに応じた適切な療育体制や教育支援、在宅福祉サービスなど、保健、医療、福祉、教育等の相互の連携を深め、総合的な支援を進めます。

■重点的に取り組む事業

No	事業名	事業概要	方向性	今後の展開方向	担当
30	療育体制の充実	発達障害等で配慮や支援が必要な子どもに対し、早期から関係機関相互で情報交換・連絡・協議を行い、対象児の適切な就学移行や社会生活に向けた支援体制の充実を図ります。 実績値（令和元年度見込） ●支援会議：年12回	充実	発達障害児等支援連絡会を定期的に開催し、現状や課題の把握、解決策の検討等を進めるとともに、保険・福祉・医療・教育との連携強化に向けた支援体制の構築を図ります。 目標値（令和6年度） ●支援会議：年12回	健康課 社会福祉課 地域福祉課 学校教育課 こども未来課
31	障害児教育（特別支援教育）の充実	特別な支援を必要とする子どもたちの成長・発達を支えるため、一人ひとりに応じた指導・支援や、訪問体制・相談体制の強化等、特別支援教育の充実を図ります。 実績値（令和元年度見込） ●学校訪問調査実施回数 30回	充実	教職員を対象とした研修会を実施し、教職員の特別支援教育に対する専門性の向上を図ります。また、各関係機関と連携した体制整備の充実を図ります。 発達障害及び知的障害のある幼児に対し、適切な早期支援を行える体制整備の充実を進めていきます。 目標値（令和6年度） ●学校訪問調査の実施回数 31回	学校教育課

■一般事業

No	事業名	事業概要	方向性	担当
32	家庭児童相談室	子どもや子育てに関する様々な相談に応じます。多様化・複雑化した相談内容に対応できるよう、相談員の資質向上や必要に応じて専門機関等との連携を図ります。	継続	社会福祉課
33	放課後児童クラブでの障がいのある子どもの受け入れ	集団生活を通して、障がい等のある子どもの健全な発達を促進するため、希望がある場合に放課後児童クラブでの受け入れを行うとともに、指導員の研修等による指導力の向上を図ります。	継続	こども未来課

No	事業名	事業概要	方向性	担当
34	児童居宅介護等事業	障がい等により日常生活を営むのに支障がある子どもに対して、入浴、排泄、食事などの支援をするサービスを提供します。	継続	社会福祉課
35	児童短期入所事業	保護者の疾病などの事由によって、障がい等のある子どもの一時的な保護または指導を必要とする場合に、福祉型障害児入所施設、医療型障害児施設などに保護し、福祉の向上を図ります。	継続	社会福祉課
36	児童発達支援事業	障がい等のある子どもについて、児童発達支援事業施設等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等のサービスを提供します。また、言葉の発達に遅れがある就学前児童に対し、言語訓練等を実施します。	継続	社会福祉課
37	放課後等デイサービス	障がい等のある就学後の児童について、授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援事業施設等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	継続	社会福祉課
38	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児等に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	継続	社会福祉課
39	重度心身障害児扶養手当	20歳未満の重度心身障害児（身体障害者手帳1～3級・または療育手帳A・B1判定の者）を養育している保護者（市内1年以上在住）に手当を支給します。	継続	社会福祉課
40	障害児福祉手当	20歳未満で、精神または身体に重度の障がいをもつために、日常生活において常時介護を必要とする人に手当を支給します。	継続	社会福祉課
41	重度心身障害者（児）介護手当	身体障害者（児）1・2級又は知的障害者（児）A判定で常時寝たきりの人を在宅で介護されている人に支給します。（所得制限有り）	継続	社会福祉課
42	重度心身障害者（児）医療費の助成	障がいの程度が重度の身体障害者（1、2級）、知的障害者（A判定）及び精神障害者（1級）を対象に医療保険の自己負担額を助成します。（所得制限有り） 他の公費負担医療との差額を助成します。	継続	医療保険課
43	特別児童扶養手当	身体または精神に障がいのある児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している人に支給します。	継続	社会福祉課
44	障害児補装具給付事業及び日常生活用具給付事業	障がいのある子どもの日常生活や社会生活の支援を図るため、補装具の給付又は修理、日常生活用具給付を行います。	継続	社会福祉課

No	事業名	事業概要	方向性	担当
45	丹波篠山市居宅生活支援事業	障がいのある子どもの外出、社会参加のための移動の支援や、日中活動の場の確保、家族の一時的な休息のための支援を行います。	継続	社会福祉課
46	障害児保育事業	障がいのある子どもの地域生活を支援するため、集団保育を通じて発達の促進を行います。	継続	こども未来課

(4) 小児医療体制の充実

子どもの事故や病気等に迅速かつ適切な対応が図れるよう、健康や医療等に関する情報提供やかかりつけ医を推進するための啓発を行います。また、丹波篠山市医師会や近隣市町との連携を図り、夜間・休日の小児救急医療体制の充実を図ります。

■重点的に取り組む事業

No	事業名	事業概要	方向性	今後の展開方向	担当
47	乳幼児医療費の助成	<p>【外来・入院】</p> <p>0歳児から小学3年生までを対象に、一部負担金の全額負担をします。(所得制限なし。)他の公費負担医療との差額を助成します。</p> <p>実施状況(令和元年度)</p> <p>●事業実施</p>	継続	<p>医療費の無料化を行うことで安心して医療が受診できるとともに、子育て家庭への経済的負担の軽減となるよう、継続的な実施に努めます。</p> <p>目標(令和6年度)</p> <p>●継続的な事業実施</p>	医療保険課
48	こども医療費の助成	<p>【外来】</p> <p>小学4年生から中学3年生までを対象に、一部負担金の全額負担をします。(所得制限有り)他の公費負担医療との差額を助成します。</p> <p>【入院】</p> <p>小学4年生から中学3年生までを対象に、一部負担金の全額負担をします。(所得制限なし)他の公費負担医療との差額を助成します。</p> <p>実施状況(令和元年度)</p> <p>●事業実施</p>	継続	<p>医療費の無料化を行うことで安心して医療が受診できるとともに、子育て家庭への経済的負担の軽減となるよう、継続的な実施に努めます。</p> <p>目標(令和6年度)</p> <p>●継続的な事業実施</p>	医療保険課

■一般事業

No	事業名	事業概要	方向性	担当
49	健康や医療等に関する指導・情報提供	緊急時や普段からの医療機関へのかかり方について健診等事業を通じて啓発します。健康カレンダーや広報・保健福祉部ホームページにより医療機関や休日診療の情報提供を行います。	継続	健康課
50	かかりつけ医の推進	健診や訪問、個別相談を通じてかかりつけ医をもつことを推進します。	継続	健康課
51	医療に関する情報提供	24時間体制にて初期医療救急機関の紹介等、医療情報の収集と提供を行います。	継続	消防本部



3 男女がともに子育てできるようにします

男女がともに協力して子育てができるよう、親の子育て力の向上や子育ての参加促進に努めるとともに、子育てしながら働きやすい環境づくりを進めます。

(1) 親の子育て力の向上

親の子育て力を高めるために、保育所・幼稚園等・認定こども園及び学校、子育てふれあいセンター、公民館において必要に応じて家庭教育に関する指導や啓発を行うとともに、保護者の集まる機会を利用して子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。

■重点的に取り組む事業

No	事業名	事業概要	方向性	今後の展開方向	担当
52	子育てふれあいセンター事業	子育てふれあいセンターでは、子育てに関する情報提供・相談・指導、子育ての学習・交流事業の実施、子育てグループの育成・支援など、地域の子育て家庭への支援を行います。 実績値（令和元年度見込） ●子育て学習講座開催数：13回	継続	地域の子育て家庭が利用しやすい体制づくりに努めるとともに、保護者の課題やニーズに応じた講座内容の充実を図ります。 目標値（令和6年度） ●子育て学習講座開催数：14回	社会福祉課
53	P T A 活動支援事業	保護者の子育て力と子どもの健全育成を図るため、丹波篠山市P T A協議会主催のリーダー研修会等の活動を通して保護者間の情報共有と連携を深めます。 実績値（令和元年度見込） ●リーダー研修会開催回数：1回	見直し	多忙な単位P T Aの活動に配慮しながら、研修会を計画します。市P T A協議会の円滑な運営にむけて保護者間の意見交換、連絡調整を図ります。 目標値（令和6年度） ●リーダー研修会開催回数：1回	社会教育課

No	事業名	事業概要	方向性	今後の展開方向	担当
54	「赤ちゃんがきた！」家庭教育支援事業	子育ての知識を学ぶと共に、子育て仲間の輪を広げ、親子が心身ともに健やかに子育てできるよう支援します。 実績値（令和元年度見込） ●参加者数：37組	継続	平成27年度からの取組として参加者からも好評であることから、安心できる子育て環境づくりに向けて継続して実施します。 目標値（令和6年度） ●参加者数：48組	中央公民館
55	「きょうだい生まれたい！」家庭教育支援事業	子育ての知識を学ぶと共に、子育て仲間の輪を広げ、親子が心身ともに健やかに子育てできるよう支援します。 実績値（令和元年度見込） ●参加者数：8組	継続	令和元年度からの取組事業であり、安心できる子育て環境づくりに向け、継続して実施します。 目標値（令和6年度） ●参加者数：8組	中央公民館
12	ふた葉プロジェクトの推進	<再掲>（22頁参照） 実績値（令和元年度見込） ●プロジェクトチーム会議開催回数：4回 ●子育て講演会開催回数：1回	継続	目標値（令和6年度） ●プロジェクトチーム会議開催回数：4回 ●子育て講演会開催回数：1回	こども未来課

（2）男性の子育てへの参加の促進

男性の子育てへの積極的な参加を促進するため、男女がともに家事や育児等を担うことの重要性についての理解を深めるための教育、啓発を進めます。また、男性が子育ての知識を習得し、子育ての喜びや楽しさを実感できる学習機会や親子がふれあう機会を充実し、男性が参加しやすい事業の実施に努めます。

■重点的に取り組む事業

No	事業名	事業概要	方向性	今後の展開方向	担当
1	パパママ教室	<再掲>（20頁参照） 実績値（令和元年度見込） ●父親参加者：30人	充実	目標値（令和6年度） ●父親参加者：35人	健康課
52	子育てふれあいセンター事業	<再掲>（29頁参照） 実績値（令和元年度見込） ●父親子育て参加啓発事業への父親参加者数：50人	継続	目標値（令和6年度） ●父親子育て参加啓発事業への父親参加者数：60人	社会福祉課

■一般事業

No	事業名	事業概要	方向性	担当
56	男女共同参画意識の啓発	「第2次丹波篠山市男女共同参画プラン」に基づき、男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を浸透・定着させるために、積極的な情報提供、啓発を進めます。	継続	人権推進課
57	男女共同参画推進員の設置	男女共同参画意識の推進を図るため、自治会に男女共同参画推進員を設置します。	継続	人権推進課

(3) 働き方の見直しと子育てしやすい職場環境づくりの推進

男女ともに職業生活と家庭生活のバランスのとれた働き方ができるよう、労働者に対して労働関係法の周知や啓発、再就職などの就業支援を行います。また、子育てしやすい職場環境づくりを促進するため、企業に対して理解と協力を求める啓発を進めます。

■一般事業

No	事業名	事業概要	方向性	担当
58	再就職等への支援	出産や子育てによって一時的に仕事を中断し、就労を希望している人の再就職支援について、丹波地域雇用対策行政連絡会議、丹波雇用開発協会等との連携のもと、講座の開催や相談、情報提供等を実施します。	継続	商工観光課
59	仕事と家庭の両立のための広報、啓発、情報提供	労働関係法、育児休業法など各種法制度の広報、啓発や、育児休業の取得促進、男性の働き方の見直しについての啓発及び情報提供、相談窓口の周知を進めます。	継続	商工観光課
60	職場環境改善啓発	市内の事業主に対し、労働時間の短縮、育児休業制度の導入・普及、再雇用制度の導入促進、事業所内保育施設の設置促進など、仕事と子育てが両立できる条件・環境整備についての広報、啓発を行います。	継続	商工観光課



4 みんなで協力して子どもを育てられるようにします

子どもの育ちを社会全体で支援するため、子育てに関する意識を高めるとともに、地域における子育て支援ネットワークづくりを進めます。また、親子や地域住民が気軽に参加し交流できる環境づくりを進めます。

(1) 子育てへの関心の喚起と理解の促進

市民全体で子育てを見守り支えていけるよう、子どもの大切さや子育ての重要性についての理解を深めるための啓発を進めます。

■重点的に取り組む事業

No	事業名	事業概要	方向性	今後の展開方向	担当
61	市民への子育て意識の啓発	<p>通学合宿やトライしようDAYなどの活動支援を通して地域で子どもを育む気運を高めるとともに、PTCAフォーラムを開催し、学校・家庭・地域が連携して子どもを育む姿を紹介し、子育て意識の啓発に努めます。</p> <p>実績値（令和元年度見込）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通学合宿実施団体数：4団体 ●PTCAフォーラム参加者数：800名（令和元年度は全国研究大会がフォーラムを兼ねる） 	継続	<p>通学合宿・トライしようDAYについては、協力団体との連携・調整を図るとともに、子どもの居場所づくり推進協議会を通じて継続的な支援を実施します。</p> <p>また、PTCAフォーラムを通じて、学校・家庭・地域の連携の大切さについて継続的に啓発していきます。</p> <p>目標値（令和6年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通学合宿実施団体数：4団体 ●PTCAフォーラム参加者数：300名 	社会教育課

■一般事業

No	事業名	事業概要	方向性	担当
62	児童福祉週間等のイベントの推進	児童福祉週間など子どもにかかわる日にあわせて、市民と子どもが親しむ行事の開催や子育てに関する広報活動を実施します。	継続	社会福祉課
63	おとわの森子育てママフィールドの開所	おとわの森子育てママフィールドでは、子育て家庭の交流の場の提供、育児不安等についての相談、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。	継続	社会福祉課

(2) 地域と協働した子育て支援の取り組み

子どもや子育て家庭を見守り支え合う地域社会づくりに向けて、子育て支援の担い手の養成や子育てボランティア等の自主的な活動への支援を行い、地域と協働による子育て支援の取り組みを推進し、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

■一般事業

No	事業名	事業概要	方向性	担当
64	身近な遊び場等の充実	子どもが安全に遊べるよう、市内にある児童公園等の環境改善を進めるとともに、市内の遊び場について周知・啓発を図ります。	継続	人権推進課 地域整備課 社会福祉課
65	主任児童委員及び民生委員・児童委員活動	地域の乳児のいる家庭を対象とした「はじめましてニコニコ訪問事業」など、民生委員児童委員協議会活動及び住民の立場に立った相談・援助活動を強化し、併せて民生・児童協力委員との連携を深め、地域福祉、子育て支援にむけた取り組みをさらに進めます。	継続	長寿福祉課
66	母親クラブ活動	子どもたちの健全育成を図るため、親子や世代間交流、児童健全育成にかかわる諸活動など、地域ぐるみでボランティア活動を実施します。活動内容の充実を図ります。	継続	人権推進課
67	まちの子育てひろば事業	地域のボランティアの協力とともに、児童館、子育てふれあいセンター、社会福祉協議会等が連携を図り、子育て中の親が気軽に集まり、仲間づくりや情報交換、悩みの相談等が気軽にできるひろばを提供します。	継続	人権推進課 社会福祉課
68	赤ちゃんの駅設置事業	授乳又はおむつ替えを気軽に行える市内の施設、店舗等を「赤ちゃんの駅」として登録し、その所在を周知します。	継続	社会福祉課

(3) 保護者と子どもの居場所づくりの推進

地域の身近な保育所・幼稚園等をはじめ、児童館、図書館、公民館などの施設や豊かな自然を積極的に活用し、身近な地域で安心して遊び、過ごせる場を提供するとともに、子どもや親子が交流・体験できる多様な活動機会の充実を図ります。また、地域、学校と連携を図り、子どもが主体的に活動できる地域活動を推進します。

■重点的に取り組む事業

No	事業名	事業概要	方向性	今後の展開方向	担当
69	放課後の子どもの居場所づくりの充実	<p>国「放課後子ども総合プラン」に基づき、共働き家庭を含むすべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、小学校の余裕教室等を活用した環境整備を進めます。</p> <p>実績（令和元年度見込）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童クラブと放課後こども教室の一体的または連携実施（3校区） 	継続	<p>全市的かつ地域の実情に応じた放課後の居場所づくりを進めるため、関係部局や関係機関で構成される運営委員会を設置するなど、放課後児童クラブと放課後こども教室の一体的または連携による運営体制整備に関する具体的な検討を進めます。</p> <p>各小学校区での居場所づくりを推進するため、小学校の余裕教室の実態把握及び活用について検討を進めます。</p> <p>目標（令和6年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童クラブと放課後こども教室の一体的または連携実施に向けた推進 	社会教育課 こども未来課
70	保護者と子どもの居場所についての情報提供の充実	<p>子どもや親子が、様々な交流拠点や行事など、子育てに関する豊かな資源を活用できるように、子育て家庭のニーズに応じた情報提供を充実します。</p> <p>実績（令和元年度見込）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●未実施 	新規	<p>市や関係団体が実施する子育てに関する行事やイベント等について、情報を一元化して発信するしくみについて検討し、推進していきます。</p> <p>目標（令和6年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一元的な情報発信の実施 	こども未来課

No	事業名	事業概要	方向性	今後の展開方向	担当
71	図書館事業	<p>子どもが読書に親しみ、読書を習慣として身につける環境を整えるとともに、本との出会いや本を楽しむ場を提供します。また、学校園との連携により、子どもの主体的な読書活動を支援します。</p> <p>実績値（令和元年度見込） ●おはなし会開催回数： 110回</p>	継続	<p>読み聞かせボランティア団体との協働により、おはなし会を定期的に行います。またブックスタートやブックトークなど年齢に応じた事業を実施するとともに、親子で楽しめるイベントを開催します。あわせて学校園への団体貸出の拡充を図ります。</p> <p>目標値（令和6年度） ●おはなし会開催回数： 150回</p>	中央図書館

■一般事業

No	事業名	事業概要	方向性	担当
72	かぞくdeおいしんぼクッキング	学校給食センター等と連携し、食を通して家族のふれあいの場を提供します。また、地元食材を使った料理のおいしさやみんなで食べる楽しさを実感することで、食育に興味・関心をもつ心を育成します。	継続	中央公民館
73	自然や文化財など、地域の豊かな資源の活用促進	<p>文化・伝承などの分野で、自然や文化財を教材としたイベントや教室を開催します。</p> <p>脊椎動物の化石保護に関して、化石発掘体験イベントや校外学習プログラムの実施等、地域資源の活用促進を進めます。</p>	継続	文化財課
74	世代間交流の促進	保育所、学校、子ども会、自治会等と老人クラブ等の共同による行事を開催します。また、スポーツクラブ21やPTA活動等、地域単位で幅広い年齢層がともに集える交流事業を促進します。事業運営にあたっての指導等の支援を行います。	継続	社会教育課
75	児童館事業	乳幼児の親子等の居場所づくり、小学生の交流体験活動など、家庭教育の支援や子どもたちの健全育成を行う事業を実施します。兵庫県立こどもの館（県内大型児童館）からの情報や市内関係機関との連携のもと、事業の推進を図ります。	継続	人権推進課
76	チルドレンズミュージアム事業	大人には懐かしく子どもには新鮮さを感じられるワークショップやイベントを実施するなど、民間事業者との協働により、子どもや親子が安心して遊べる環境づくりに努めます。	継続	創造都市課

No	事業名	事業概要	方向性	担当
77	ちびっこ伝統産業体験交流事業	今田小学校にある「あけぼの窯」を利用して、地域の伝統・文化である「丹波焼」にふれる機会を提供します。	継続	中央公民館
78	スポーツ施設の充実	スポーツセンターや西紀運動公園をはじめ、市内各スポーツ施設において市民の健康増進を図るとともに、子どもたちが参加・利用しやすい施設の整備や受け入れるメニューの作成を行います。	継続	社会教育課
79	空き店舗や空き家等の活用	地域の事業者や住民と協力し、商業施設や空き家、空き地などのスペースを活用した子育て支援サービスの展開や子どもの遊び場の確保を図ります。	継続	商工観光課
80	子ども会活動の促進	市内の子どもたちの交流大会の開催、青少年の健全育成や世代を超えた交流、地域を巻き込んだ活動などを推進します。また、それらの指導者を養成し、研修も行えるよう見直します。	継続	社会教育課
81	丹波篠山市スポーツ協会の充実	スポーツ協会加盟団体の活動の活性化と体育振興会を通じた地域スポーツの振興を図るため、支援方法の見直し等を行いながら推進します。	継続	社会教育課
82	スポーツクラブ21事業	身近な健康づくりの場と子どもたちが地域とともに活動を行うクラブとして、積極的な事業展開を進めます。指導者の育成やプログラムの提供、クラブ間の交流や意見調整など、積極的な支援を行い、事業の推進を図ります。	継続	社会教育課
83	指導者の養成、確保	生涯学習やスポーツ活動の推進に向け、指導者の養成の講習・研修会の開催、市内に埋もれた指導者の発掘とバンクへの登録などを進め、地域内の指導者を確保します。	継続	社会教育課



5 子育て家庭が安心して暮らせるまちにします

ひとり親家庭や外国人家庭等、特に支援が必要な子育て家庭への支援を充実するとともに、児童虐待等の深刻な課題を抱える家庭への支援ネットワークづくりを進めます。また、すべての子育て家庭が安心して暮らせるよう、子育てバリアフリーのまちづくりを進めます。

(1) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の抱える様々な悩みや不安の解消と自立の支援に向けて、子育て、就労など生活全般にわたる相談や支援を行います。

■重点的に取り組む事業

No	事業名	事業概要	方向性	今後の展開方向	担当
84	母子家庭等医療費の助成	20歳未満の児童を監護する母子家庭等の母、父、児童及び遺児を対象に医療保険の自己負担額を助成します。 (所得制限有り) 他の公費負担医療との差額を助成します。 実施状況（令和元年度） ●事業実施	継続	医療費の助成を行うことで安心して医療が受診できるとともに、ひとり親家庭への経済的負担の軽減となるよう、継続的な実施に努めます。 中学3年生までの子どもについては、より有利な乳幼児等医療費助成制度を適用させ実施します。 目標（令和6年度） ●継続的な事業実施	医療保険課

■一般事業

No	事業名	事業概要	方向性	担当
85	母子・父子自立支援員の設置	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供、相談指導等、生活全般の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。相談内容の複雑・多様化に対応できるよう、関係機関等との連携強化に努めます。	継続	社会福祉課
86	児童扶養手当	父母の離婚などで父親あるいは母親のいない児童や両親のいない児童（18歳に達した最初の3月末までの児童、または、20歳未満で心身に中度以上の障がいがある児童）を養育している方に手当を支給します。	継続	社会福祉課

No	事業名	事業概要	方向性	担当
87	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子及び父子並びに寡婦家庭が経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金（修学、就学、就職支度、事業開始、技能習得等）の貸付を行います。	継続	社会福祉課

（２）在住外国人家庭への支援

市内在住の外国人やその子どもが直面する言葉、生活習慣等の問題への対応に向けて、NPO法人篠山国際理解センターなどの市民組織との連携を図りながら、外国語による情報提供や各種相談など生活に関する支援を推進します。

■一般事業

No	事業名	事業概要	方向性	担当
88	外国人住民への通訳ボランティアの派遣	市内の外国人住民が安心して生活できるよう、日本語理解が困難な外国人市民に対して通訳ボランティアを派遣して、生活支援を行います。 また、各種健診事業や訪問事業等、外国人住民への子育て支援が円滑に行われるよう、関係部局及び関係機関が連携して対応します。	継続	市民協働課
89	外国人住民向け生活ガイドブックの更新	外国人住民向け生活ガイドブックは、既に5か国語に対応したものを活用していますが、外国人市民に意見を聞きながらガイドブックを更新します。	継続	市民協働課

(3) 児童虐待防止に向けた取り組みの推進

子どもの命や人権が尊重されるよう、子どもの人権に対する認識を深めるための啓発を行います。また、虐待に対する予防から被害を受けた子どもの心のケアまで総合的・効果的に支援が行えるよう、関係機関の連携を強化し、ネットワーク体制の充実を図ります。

■重点的に取り組む事業

No	事業名	事業概要	方向性	今後の展開方向	担当
90	丹波篠山市要保護児童対策地域協議会	<p>児童虐待に関する諸問題について、福祉、教育、医療、地域、警察等の関係機関の連携体制の強化を図り、情報交換や事例検討、啓発活動を実施し、早期発見や早期対応を図ります。</p> <p>実績値（令和元年度見込） ●代表者会議・実務者会議・個別支援会議開催数：10回</p>	継続	<p>関係機関の連携強化を行う代表者会議、実務者会議を実施するとともに、必要な事案に対しては個別支援会議を行い早期発見、早期対応に取り組みます。</p> <p>目標値（令和6年度） ●代表者会議・実務者会議・個別支援会議開催数：15回</p>	社会福祉課

■一般事業

No	事業名	事業概要	方向性	担当
91	子ども（児童）の権利に関する啓発	<p>子どもの基本的人権の尊重を促進するため、法務局「子どもの人権110番」の広報啓発や、いじめ・パワハラをテーマにした人権講演会、児童虐待予防・防止の講演会等を通じて、「子どもの権利条約」の理念を踏まえた啓発を行います。</p>	継続	社会福祉課
92	養育支援家庭訪問事業	<p>養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保健師等による専門的な相談・助言あるいはヘルパーによる家事支援等を通じて適切な養育ができるよう支援します。</p> <p>※19頁に「量の見込みと確保策」を記載しています。</p>	継続	社会福祉課
93	子育て家庭ショートステイ事業	<p>保護者が疾病等によって家庭で児童の養育が一時的に困難となった場合や母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護します。</p>	継続	社会福祉課
32	家庭児童相談室	<再掲>（25頁参照）	継続	社会福祉課

(4) 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭への経済的負担の軽減に向けて、子ども手当など各種福祉施策の周知を図るとともに、出産・子育てに関する経済的支援の充実に努めます。

■一般事業

No	事業名	事業概要	方向性	担当
94	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的に中学校修了前までの児童を養育する保護者に児童手当を支給します。 子どもの年齢や家庭の所得に応じた額が支給されます。	継続	社会福祉課
39	重度心身障害児扶養手当	<再掲> (26頁参照)	継続	社会福祉課
40	障害児福祉手当	<再掲> (26頁参照)	継続	社会福祉課
41	重度心身障害者(児)介護手当	<再掲> (26頁参照)	継続	社会福祉課
42	重度心身障害者(児)医療費の助成	<再掲> (26頁参照)	継続	医療保険課
47	乳幼児医療費の助成	<再掲> (27頁参照)	継続	医療保険課
84	母子家庭等医療費の助成	<再掲> (37頁参照)	継続	医療保険課
86	児童扶養手当	<再掲> (37頁参照)	継続	社会福祉課
87	母子父子寡婦福祉資金の貸付	<再掲> (38頁参照)	継続	社会福祉課

(5) 子どもの安全確保とやさしい環境づくり


子育て家庭の豊かな生活環境づくりに向けて、良好な住宅確保への支援をはじめ、道路や公共施設における子育てバリアフリーを推進します。また、子どもを交通事故や犯罪から守るための交通安全対策や防犯対策の充実を図るとともに、子どもの健全な成長を阻む有害環境の浄化のための取り組みを推進します。

■重点的に取り組む事業

No	事業名	事業概要	方向性	今後の展開方向	担当
95	「子どもを守る家」推進事業	<p>地域住民や事業所の協力を得て、子どもが危険な状況に遭遇した場合に、身近に安全を確保できる場として「子どもを守る家」の取り組みを推進します。子どもへの周知を図り、子どもの安全対策の強化を図ります。</p> <p>実績値（令和元年度見込） ●「子どもを守る家」登録件数：1,199件</p>	継続	<p>P T A、地域住民等の協力のもと、「子どもを守る家」の登録拡大をめざします。</p> <p>各青少年協議会が主体となり学校・家庭・地域の連携のもと、地域に応じた取組を進めます。</p> <p>目標値（令和6年度） ●「子どもを守る家」登録件数：1,200件</p>	社会教育課

■一般事業

No	事業名	事業概要	方向性	担当
96	地域等の連携による防犯活動	警察、防犯協会、防犯グループ等と連携し、地域におけるパトロール活動を促進するとともに、各種団体の主催による啓発活動や講習会の実施等を促進します。	継続	市民協働課
97	防犯カメラの設置	地域の見守り力の向上を図るため、危険な箇所に防犯カメラを設置します。	継続	市民協働課
98	街路灯の整備	夜間等における犯罪防止及び通行者の安全確保を図るため、危険箇所等に街路灯を設置します。	継続	市民安全課
99	福祉のまちづくりの推進	兵庫県福祉のまちづくり条例に基づき、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進します。	継続	社会福祉課
100	安全な道路環境の整備	子どもや親子連れが安心して移動できるよう、道路整備を促進します。	継続	地域整備課
101	環境浄化運動	青少年の健全な育成のための環境づくりに向けて、丹波青少年本部等と連携して有害自動販売機対策、放置自転車対策、環境実態調査、列車補導などを実施し、有害な社会環境の点検と改善に向けた取り組みを推進します。	継続	社会教育課



第4章 計画の推進にあたって



1 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野にわたっています。庁内関係部署間の有機的な連携とともに、国・県や関係機関との連携を更に強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画を推進するためには、行政のみならず、市民や企業、保育所・幼稚園、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。

子育て支援の関係者や子育て中の家庭だけでなく、市民をはじめ地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるよう、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、保育所・幼稚園等をはじめ子どもに関わる機関や企業、NPOなど各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。



2 計画の進捗管理・評価

計画の着実な推進のためには、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「丹波篠山市子ども・子育て会議」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。

第5章 資料編

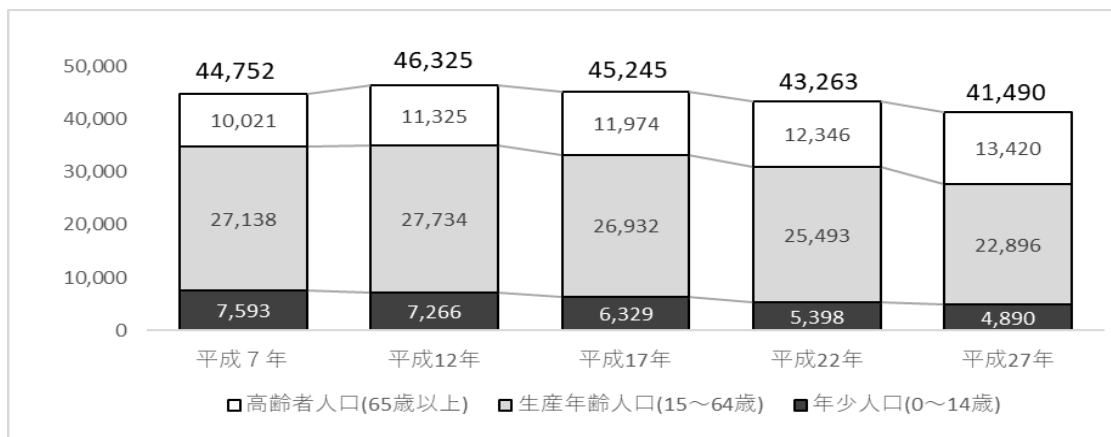
1 子ども・子育てを取り巻く現状

(1) 丹波篠山市の人口と世帯

①年齢3区分別の人口・人口比率の推移

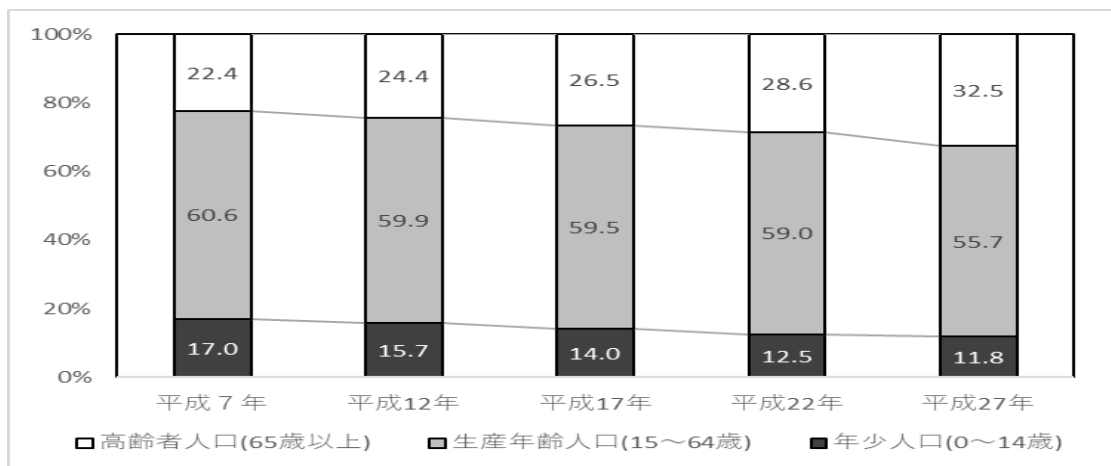
丹波篠山市の総人口は、平成7年から平成12年にかけて増加傾向にあり、その後減少に転じています。年齢3区分別人口及び人口比率の推移をみると、年少人口は減少傾向の一方、高齢者人口は増加傾向にあります。

■年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

■年齢3区分別人口比率の推移

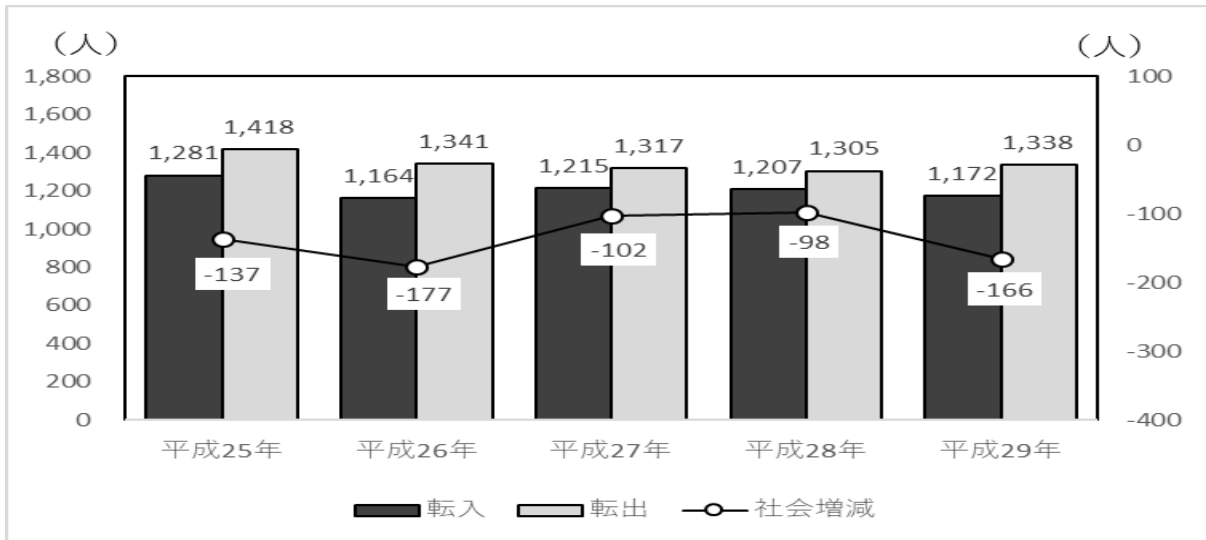


資料：国勢調査

②社会動態

転入数は1,200人前後で推移しています。転出数は平成25年から平成28年にかけて減少傾向にあり、その後平成29年に増加に転じています。社会増減は、転出が転入を上回っています。

■社会動態の推移

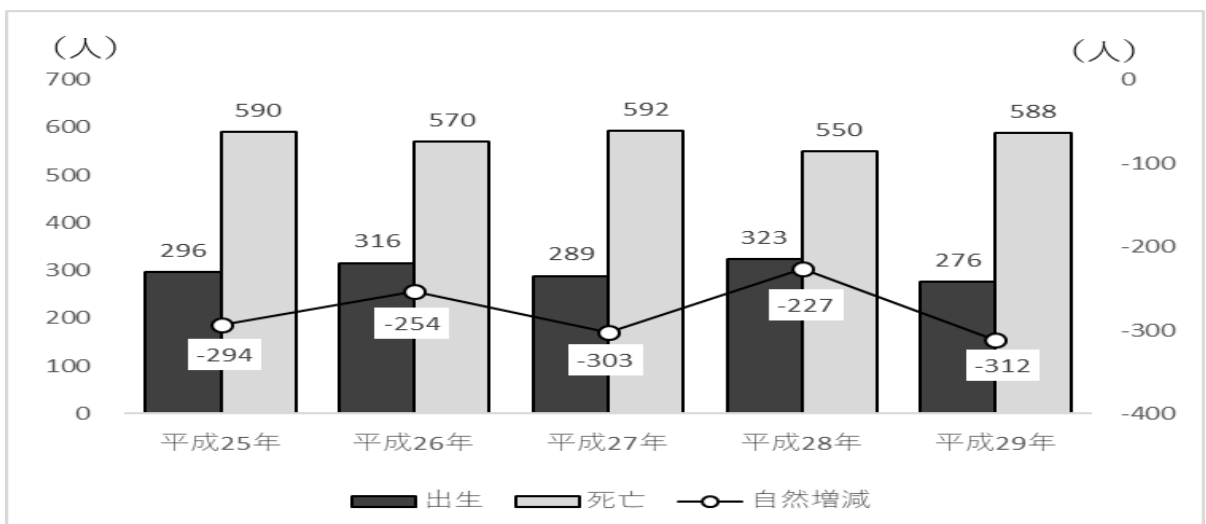


資料：兵庫県人口・土地統計 人口の動き

③自然動態

出生数、死亡数はほぼ横ばいで推移していましたが、平成29年度より出生数が減少に転じています。自然動態は、死亡数が出生数を大きく上回っています。

■自然動態の推移

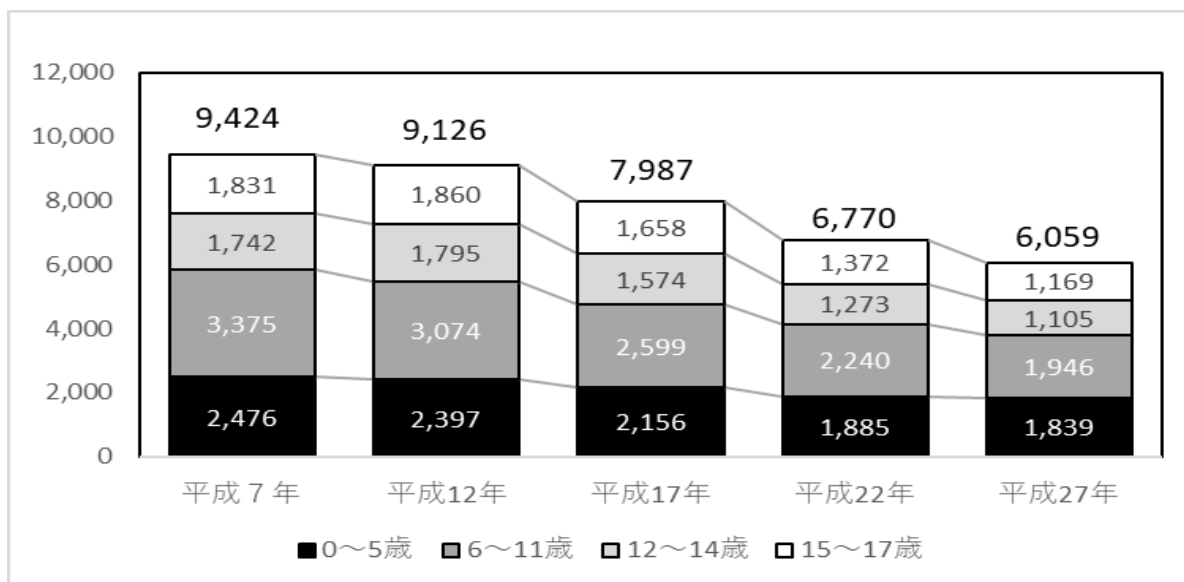


資料：兵庫県人口・土地統計 人口の動き

④子どもの人口推移

18歳未満の子ども人口は減少傾向にあります。とくに、平成12年以降大きく減少しています。

■子どもの人口推移

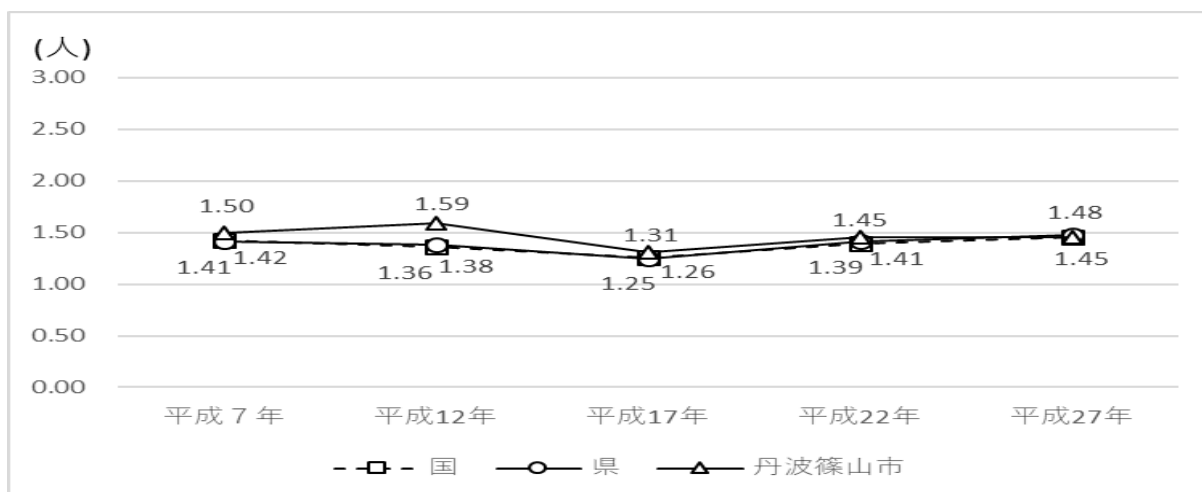


資料：国勢調査

⑤合計特殊出生率

丹波篠山市の合計特殊出生率は、平成7年から平成27年にかけてほぼ横ばいで推移しています。全国や兵庫県と比較すると、平成17年以降ほぼ同じ水準であることがわかります。

■合計特殊出生率の推移（全国・兵庫県・丹波篠山市との比較）



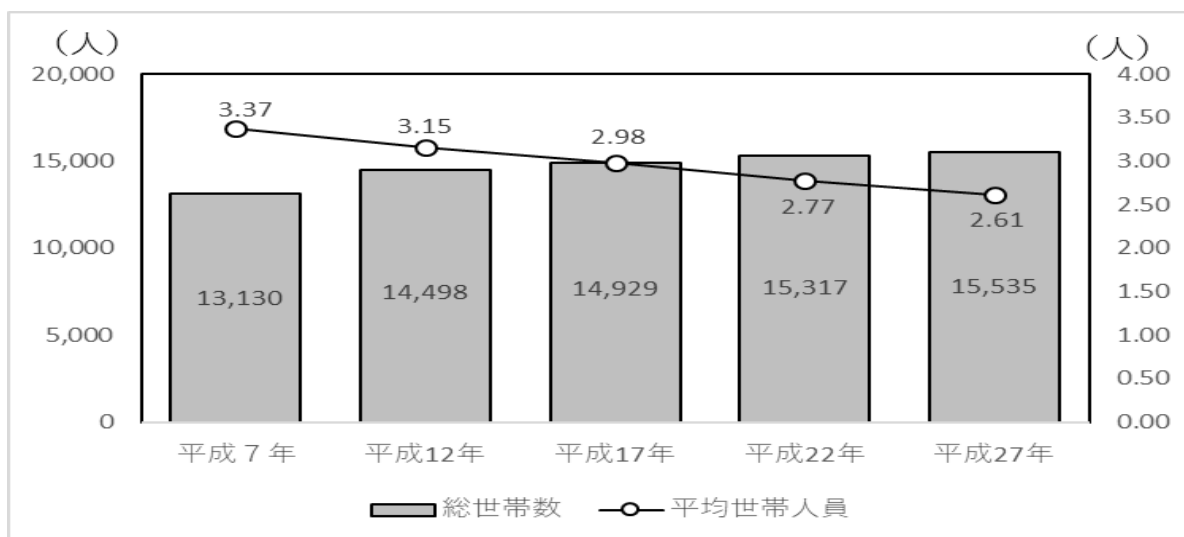
資料：兵庫県厚生統計 合計特殊出生率

(2) 丹波篠山市の世帯の状況

①総世帯数及び平均世帯人員の推移

丹波篠山市の総世帯数は増加傾向にあります。1世帯あたり平均世帯人員は減少傾向にあり、平成17年以降3人を下回っています。

■総世帯数及び平均世帯人員の推移

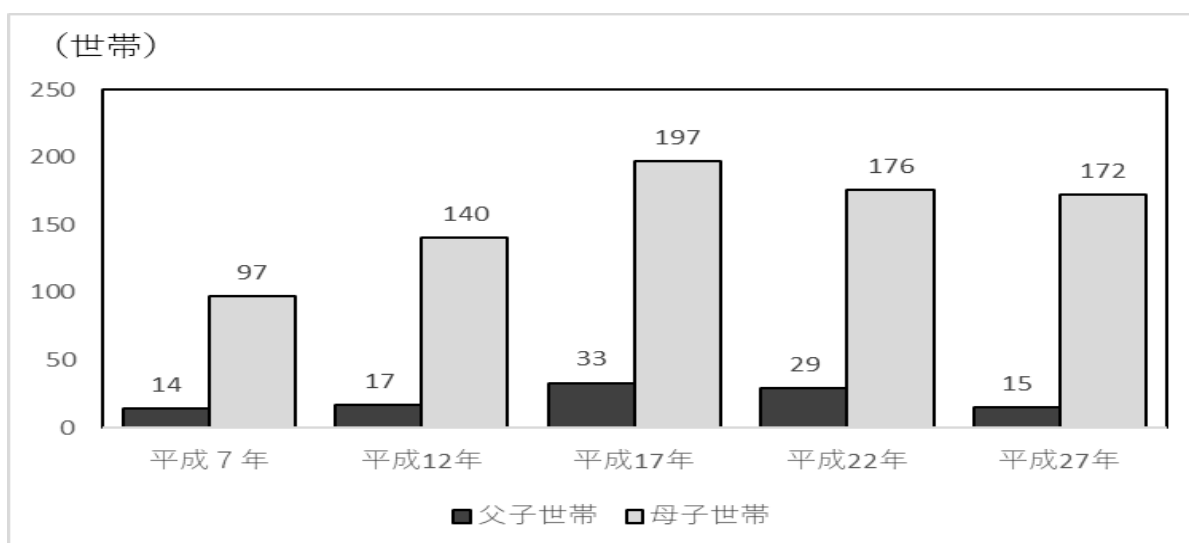


資料：国勢調査

②父子世帯及び母子世帯の推移

父子世帯数と母子世帯数は、平成7年から平成17年にかけて増加傾向にあり、その後減少に転じています。平成22年の父子世帯数と母子世帯数は、平成2年の2倍となっています。

■父子世帯及び母子世帯の推移

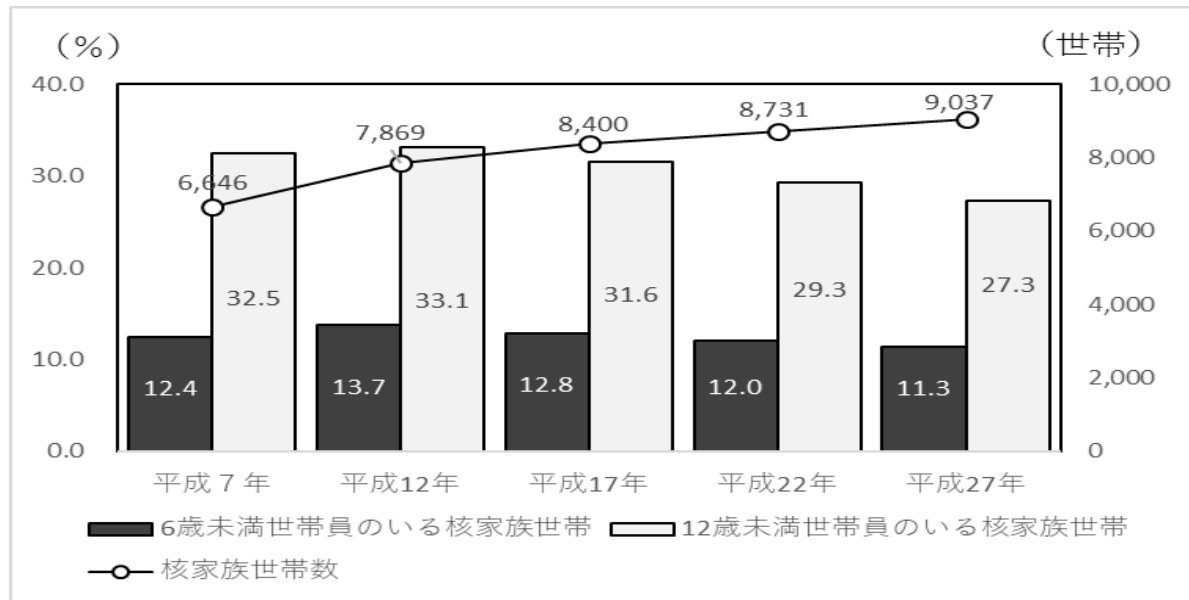


資料：国勢調査

③子育て世帯の推移

核家族世帯数は増加傾向にあります。18歳未満世帯員のいる核家族世帯と6歳未満世帯員のいる核家族世帯においては、平成12年以降減少傾向にあります。

■6歳未満世帯員及び18歳未満世帯員のいる核家族世帯の割合

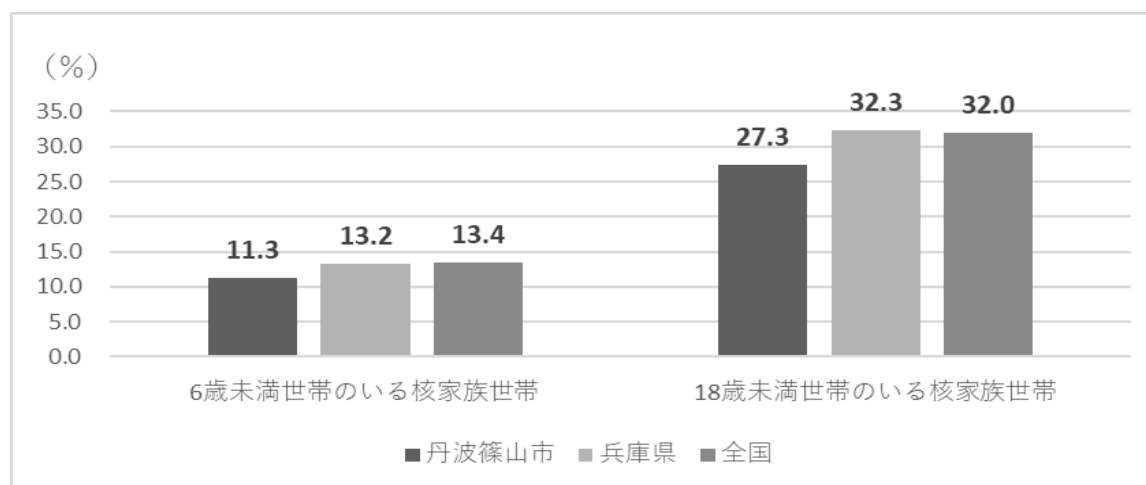


資料：国勢調査

④子育て世帯の状況

子どもがいる核家族の割合を全国や兵庫県と比較すると、丹波篠山市は全国や兵庫県より低い水準であることがわかります。

■一般世帯数に占める子どもがいる核家族世帯の割合（国・兵庫県・丹波篠山市の比較）

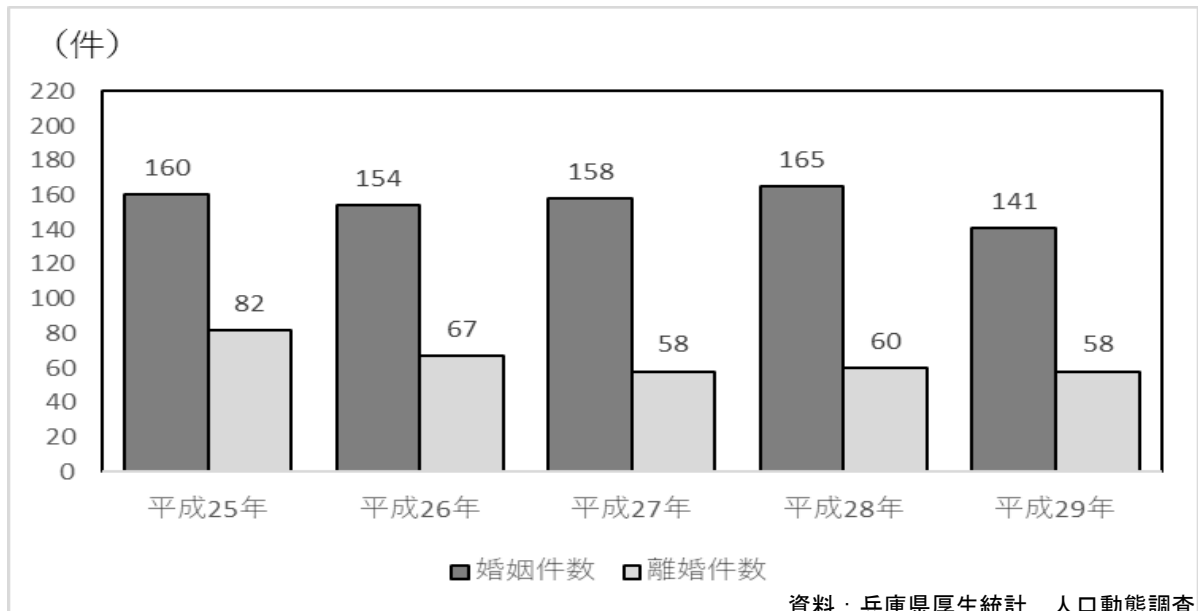


資料：国勢調査

⑤婚姻件数及び離婚件数の状況

婚姻件数は、平成25年から平成28年にかけてほぼ横ばいで、離婚件数は、平成25年からほぼ減少傾向にあります。

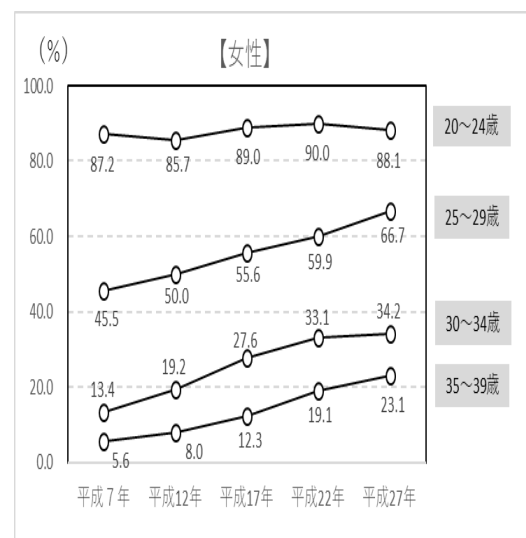
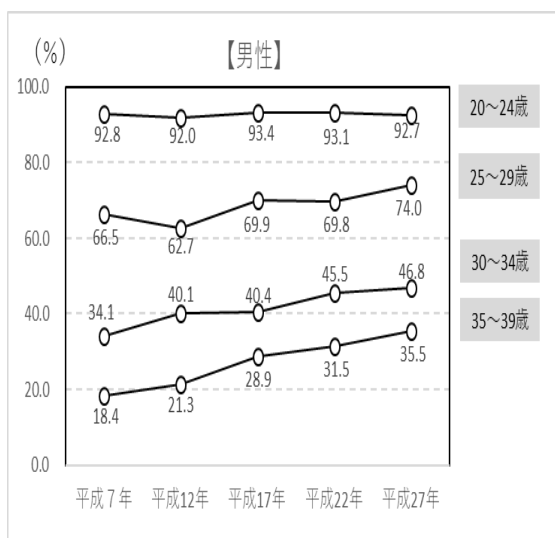
■婚姻件数及び離婚件数の推移



⑥未婚率の推移

男性女性ともに、未婚率は上昇傾向にあります。しかし20代前半では、男女ともに微減となっております。また、20歳代後半・30歳代後半の男性女性とも大きく上昇しています。

■未婚率の推移（男女別・年齢階層別）

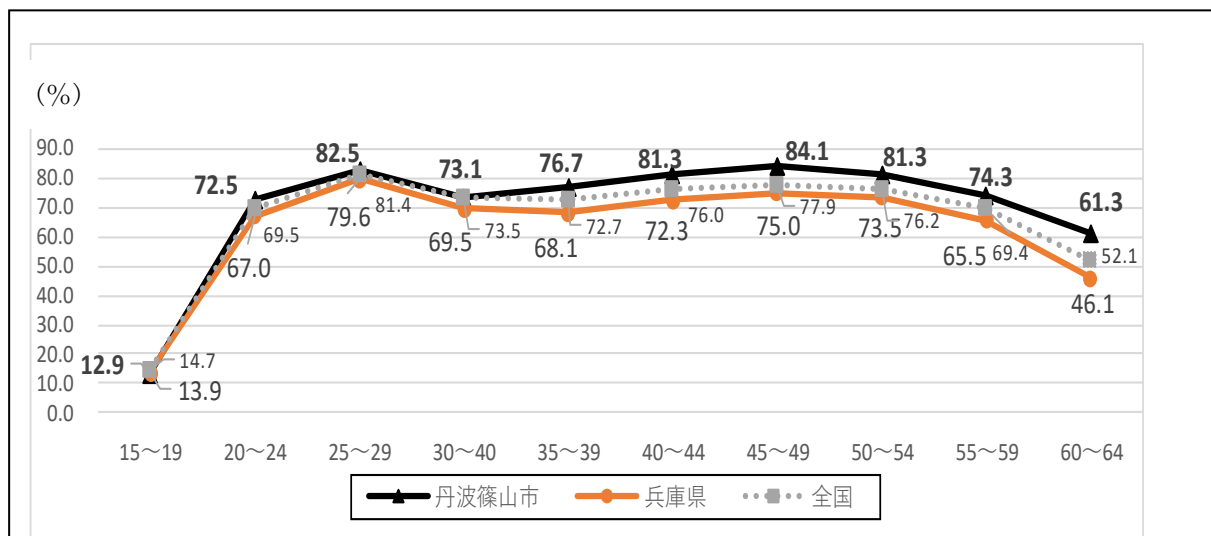


(3) 仕事と家庭の両立

①女性の労働力率

丹波篠山市の女性の労働力率を年齢階層別にみると、30歳代で労働力率が低下するM字型となっています。全国・県と比較すると、丹波篠山市は成人女性においては、いずれの階層においても労働力率が高くなっています。

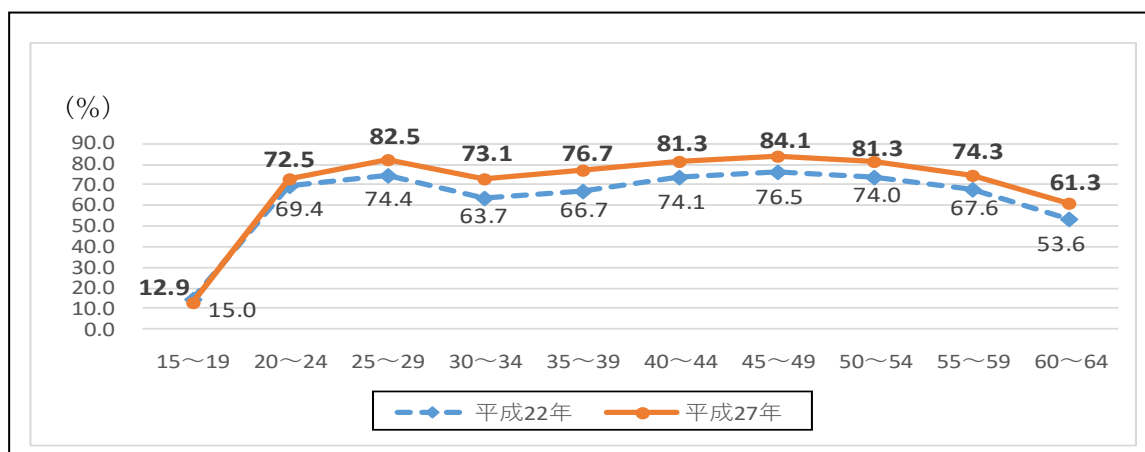
■女性の年齢階層別労働力率（全国・兵庫県・丹波篠山市の比較）



資料：国勢調査（平成27年）

丹波篠山市における平成22年と平成27年の女性の労働力率を比較すると、平成27年では平成22年より労働力率が上昇しています。とくに、20歳代後半から30歳代の労働力率が22年に比べ高い水準となっております。また、30歳代で労働力率が低下するM字型曲線の傾向は引き続きみられます。

■丹波篠山市における女性の年齢階層別労働力率比較



資料：国勢調査

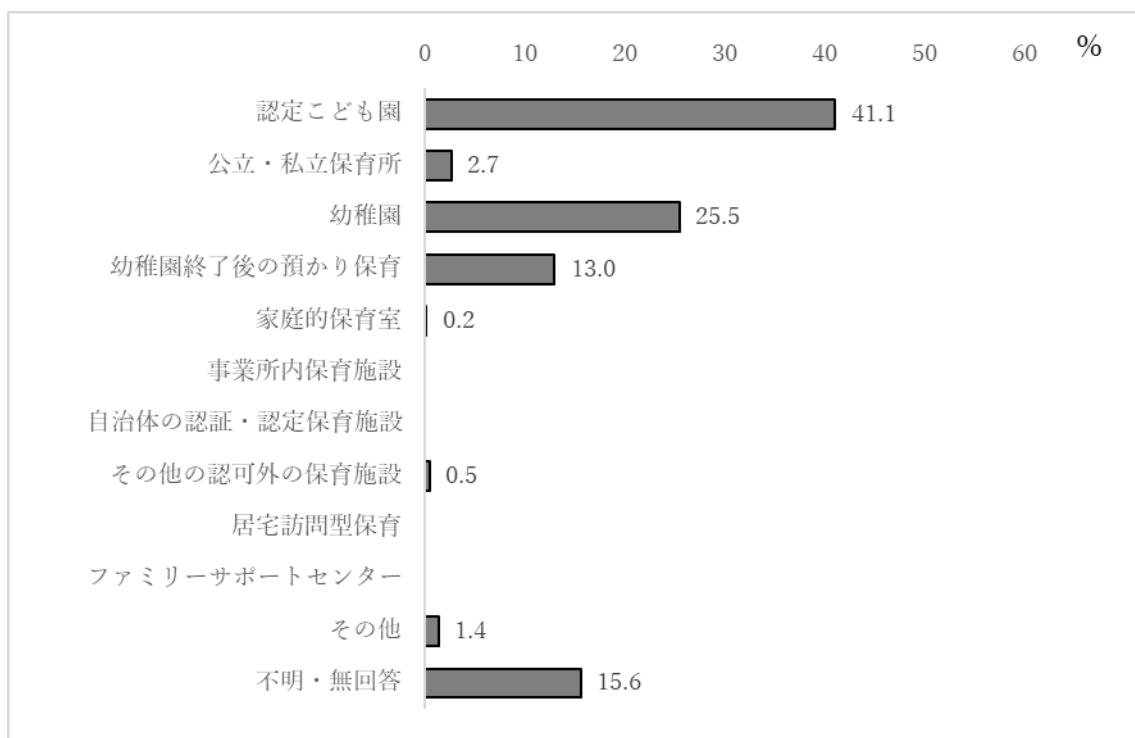
(4) ニーズ調査結果からみえる課題

①市内における平等な教育・保育環境の整備

■平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業（複数回答） 4歳児

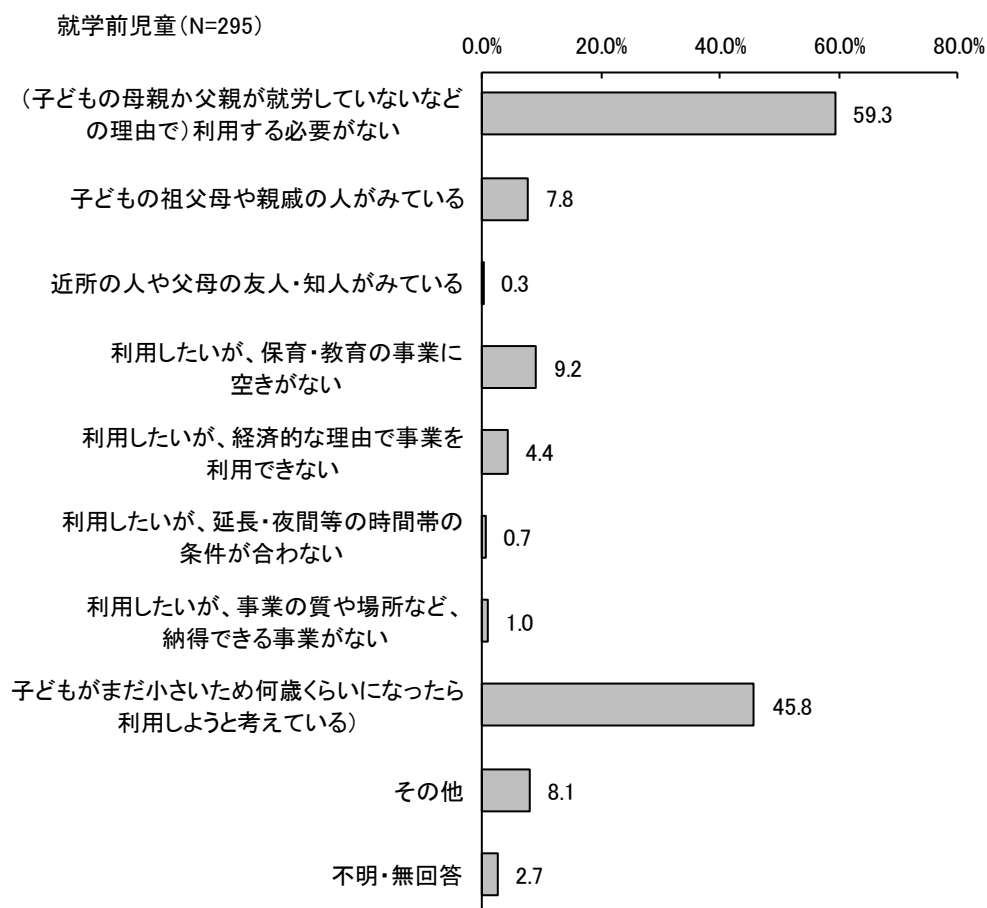
今後、平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業については、「認定こども園」が41.1%と最も高く、次いで「幼稚園」が25.5%、「幼稚園終了後の預かり保育」が13.0%となっています。（4歳児で、集計しているため「公立・私立保育所」の割合が低くなっている）

就学前児童 (N=584)



■平日に、教育・保育の事業を利用していない主な理由（複数回答）

平日に定期的に教育・保育事業を利用していない理由についてみると、「(子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で)利用する必要がない」が59.3%と最も高く、次いで「子どもがまだ小さいため何歳くらいになったら利用しようと考えている)」が45.8%、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が9.2%となっています。

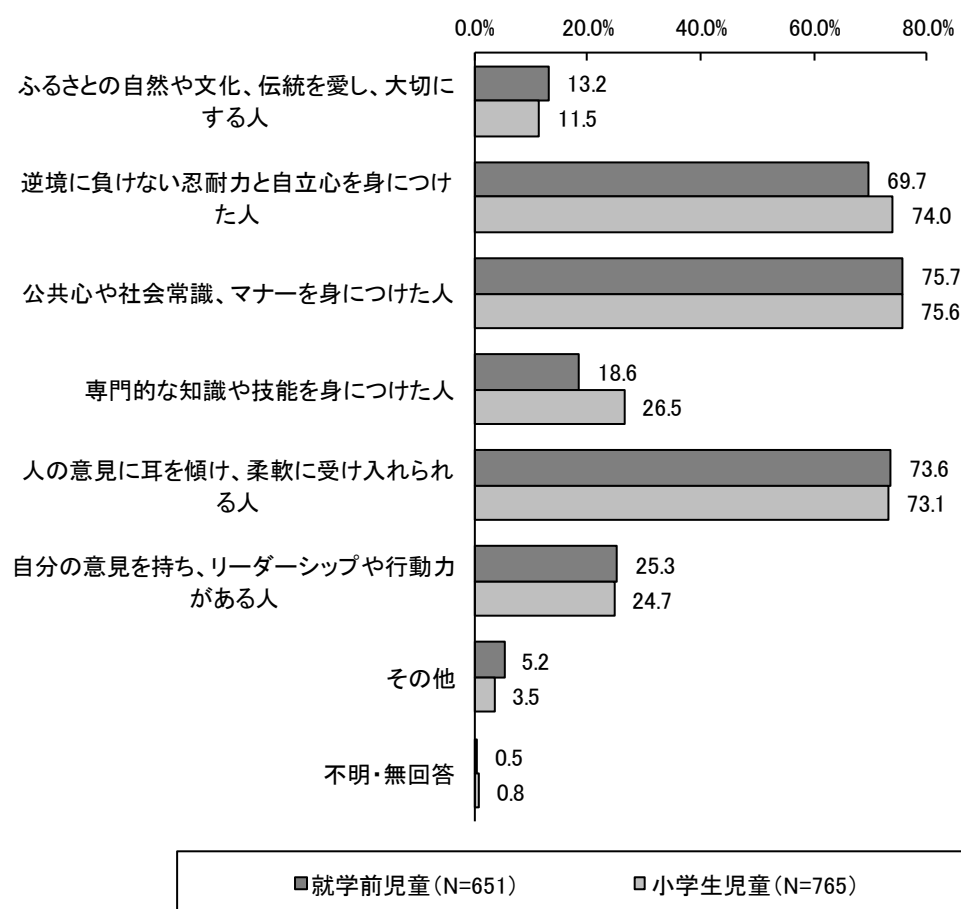


②乳幼児期から就学後を見据えた子育ての質の向上

■将来、子どもにどのような人に育ってほしいと思うか（複数回答）

将来、お子さんにどのような人に育ってほしいかについてみると、就学前児童では「公共心や社会常識、マナーを身につけた人」が75.7%と最も高く、次いで「人の意見に耳を傾け、柔軟に受け入れられる人」が73.6%、「逆境に負けない忍耐力と自立心を身につけた人」が69.7%となっています。

小学生児童では「公共心や社会常識、マナーを身につけた人」が75.6%と最も高く、次いで「逆境に負けない忍耐力と自立心を身につけた人」が74.0%、「人の意見に耳を傾け、柔軟に受け入れられる人」が73.1%となっています。

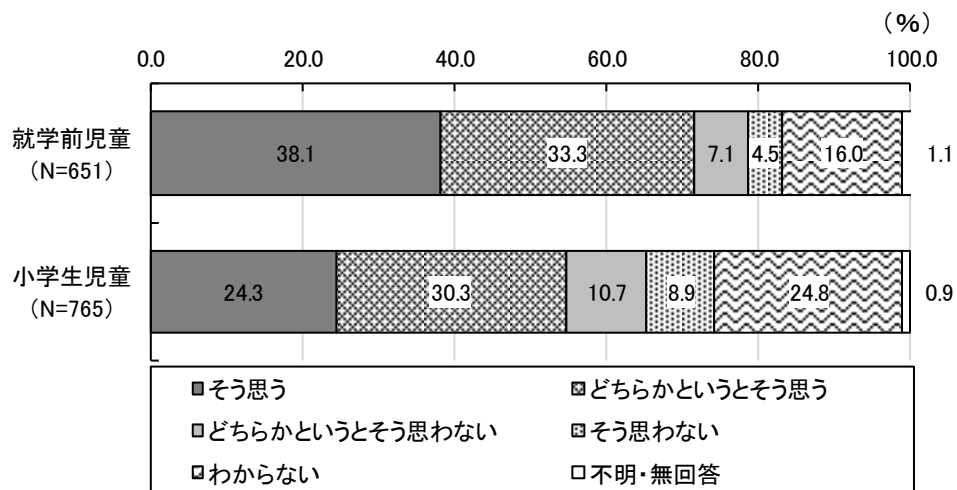


③子育て支援の周知・活用

■これからもお子さんに丹波篠山市で育ってほしいと思いますか（単数回答）

これからもお子さんに丹波篠山市で育ってほしいと思うかについてみると、就学前児童では「そう思う」が38.1%と最も高く、次いで「どちらかというと思う」が33.3%、「わからない」が16.0%となっています。

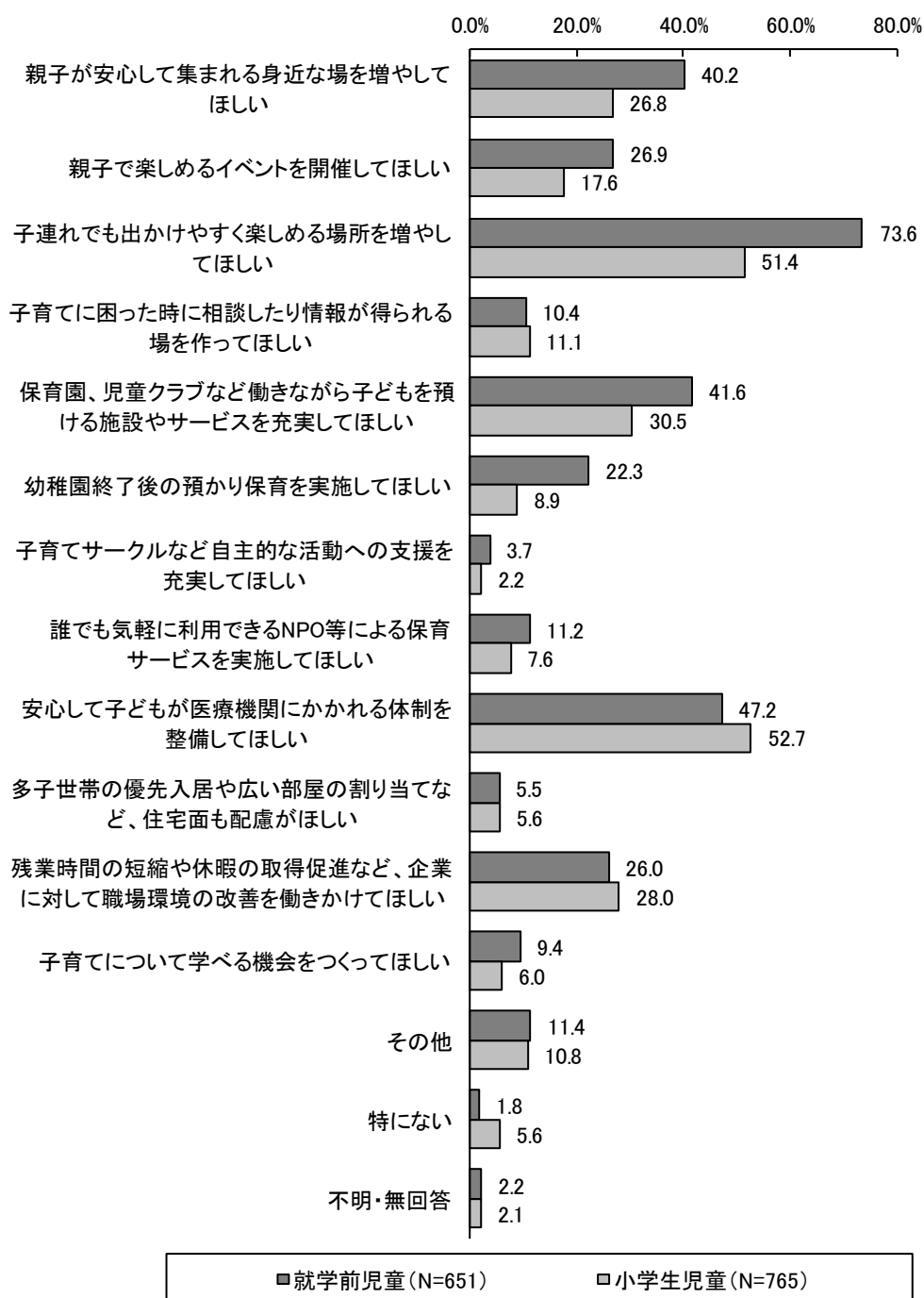
小学生児童では「どちらかというと思う」が30.3%と最も高く、次いで「わからない」が24.8%、「そう思う」が24.3%となっています。



■丹波篠山市に対して期待する子育て支援策（複数回答）

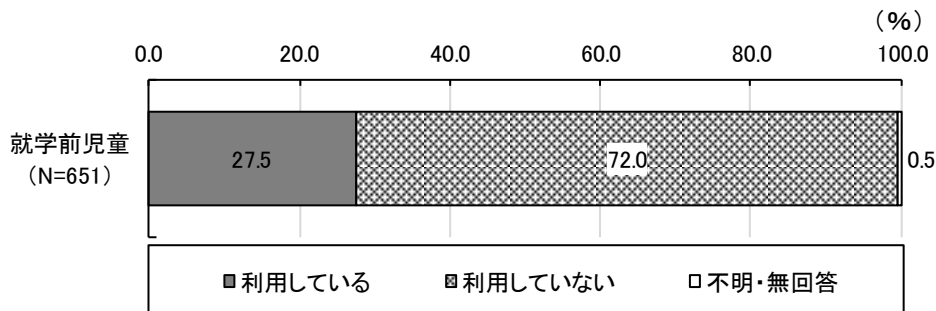
丹波篠山市に対して望む子育て支援についてみると、就学前児童では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が73.6%と最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が47.2%、「保育園、児童クラブなど働きながら子どもを預ける施設やサービスを充実してほしい」が41.6%となっています。

小学生児童では「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が52.7%と最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が51.4%、「保育園、児童クラブなど働きながら子どもを預ける施設やサービスを充実してほしい」が30.5%となっています。



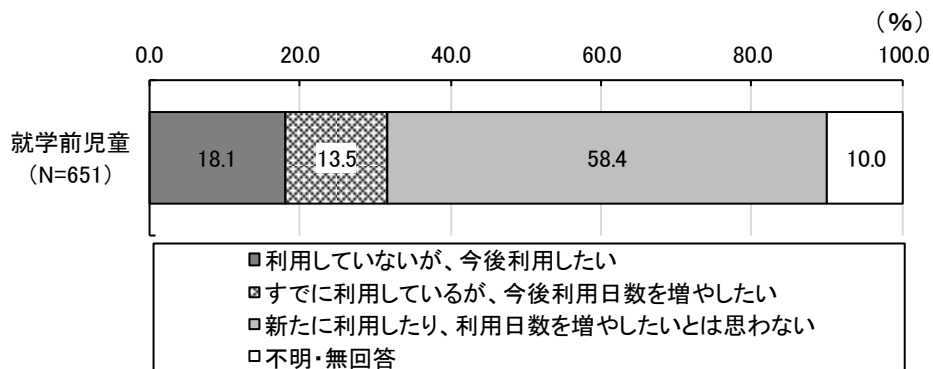
■現在の子育てふれあいセンターを利用状況（単数回答）

現在の子育てふれあいセンターを利用状況についてみると、就学前児童では「利用していない」が72.0%、「利用している」が27.5%となっています。



■今後の子育てふれあいセンターの利用意向（単数回答）

子育てふれあいセンターの今後の利用意向についてみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が58.4%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が18.1%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が13.5%となっています。



2 計画策定の経過

■平成30年度

ニーズ調査に実施

・日時 平成31年1月23日（水）～平成31年2月8日（金）

調査表	調査対象者 (配布数)	回収数	回収率
就学前児童	1,230	651	52.9%
小学生児童	1,135	765	67.4%
合計	2,365	1,416	59.9%

■令和元年度

開催（実施）事項 期 日	内 容
第1回丹波篠山市子ども・子育て会議 ・日時 令和元年6月24日（月）	○子ども・子育て会議について ○第1期ささっ子 子育ていちばんプランの進捗状況について ○第2期ささっ子 子育ていちばんプランの取組み状況について ○丹波篠山市の保育・教育の今後の取り組み方針について ○今後のスケジュールについて
第2回丹波篠山市子ども・子育て会議 ・日時 令和元年9月4日（水）	○丹波篠山市の子ども・子育て新制度に係る教育・保育の量の見込みについて ○重点的に取り組む事業の評価今後の展開方法について
第3回丹波篠山市子ども・子育て会議 ・日時 令和元年11月13日（水）	○事業計画の素案検討について ○事業計画案の決定について
答申 ・令和元年12月23日（月）	
パブリックコメント ・開催期間 令和2年1月21日（火）～令和2年2月20日（木）	

3 丹波篠山市子ども・子育て会議

丹波篠山市子ども・子育て会議委員名簿(敬称略)

所属（団体）等	氏 名	備 考
丹波篠山市民生委員児童委員	谷田 章男	会長
兵庫県保育協会丹波篠山支部長	中山 義弘	副会長
有識者	倉 眞智子	
丹波篠山市医師会（小児科医）	小嶋 みち	
中学校校長会	伊勢 三十六	
小学校校長会	津瀬 雅之	
幼稚園園長会	小田 環	
認定こども園長	西嶋 睦美	
丹波篠山市主任児童委員	高辻 直子	
丹波篠山市青少年協議会	岡部 喜久男	
子育て関連NPO	新井 一令	
丹波篠山市社会福祉協議会	松本 ますみ	
丹波篠山市商工会	若狭 英和	
丹波篠山市PTA協議会	酒井 俊宏	
丹波篠山市子ども会連絡協議会	小林 理沙	
丹波篠山市学童保育連絡協議会	村岡 直美	
保育園保護者	木下 実穂	
市民委員	田野 伊沙代	
市民委員	溝畑 和美	

丹波篠山市子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市子育ていちばん条例（平成23年篠山市条例第22号。以下「条例」という。）第11条の規定により設置する丹波篠山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時委員)

第2条 子ども・子育て会議に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議案に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に部会及び小委員会を置くことができる。

2 部会及び小委員会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長、小委員会に委員長を置き、部会又は小委員会に属する委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

4 丹波篠山市子育ていちばん条例

平成23年10月3日
条例第22号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 子どもが大切にすること（第4条）
- 第3章 大人の役割（第5条—第9条）
- 第4章 目的の達成に向けて（第10条）
- 第5章 子ども・子育て会議（第11条—第14条）
- 第6章 委任（第15条）

附則

丹波篠山市には、未来を担う大切な子どもたちが、健やかに成長できる素晴らしい自然、歴史、伝統文化、そして子どもたちを温かく見守る地域のつながりがあります。

子どもたちが、この豊かな地域環境に包まれ、健やかに育つことで、丹波篠山市はみんなの笑顔があふれる明るいまちとなります。そして笑顔あふれるまちは、みんなの夢や希望を大切にすまちとなり、「子育てしやすい・子育てしたくなるまち」へとつながり、“すべての人に優しいまち”となります。

子どもは、家庭や地域に明るさや喜びを与え、人々の絆を深める大切な存在であり、私たちのふるさとを支えていくかけがえのない存在です。みんなの大切な宝である子どもたちを、心も体も健やかで幸せに育てることは、保護者はもちろんのこと、地域全体の責務でもあります。

わたしたちは、こうした考えのもと、子どもたちを健やかに育み、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりを進めることを宣言し、ここに丹波篠山市子育ていちばん条例を制定します。

第1章 総則

（めざすもの）

第1条 この条例は、大人それぞれの役割を明確にし、地域社会全体で子育てや子どもが自ら育つ力を支えることにより、丹波篠山市に育つ子どもが、健やかに生まれ、将来に夢と希望を持って力強く生きることがめざします。

（用語の意味）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号のとおりとします。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいいます。
- (2) 学校等 保育所、幼稚園、学校その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。
- (3) 事業者 市内に事業所を有する個人又は法人等で、事業を営むものをいいます。

（大切にす考え方）

第3条 子どもは、性別、国籍、障がい等にかかわらず、社会の一員として誰からも愛され、受け入れられます。

2 子どもや子どもが自ら育つ力を支え、子どもの素晴らしさを発見し、理解して、

子育ての喜びや育つ喜びを分かち合います。

- 3 子どもの意見を尊重し、その年齢及び成長に応じ、子どもにとっての最善の利益を考慮します。

第2章 子どもが大切にすること

第4条 子どもは、社会生活上の決まりを守ります。

- 2 子どもは、自分自身を大切にするとともに、他の人を大切にします。
- 3 子どもは、あらゆる人との交流を大切にし、自らの生きる力を高めます。
- 4 子どもは、自らの夢を実現するために、様々なことを学びます。

第3章 大人の役割

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子育てについて第一義的責任を持ち、家族とともに次の役割を担います。

- (1) 子どもの年齢や発達にふさわしい環境の下で子どもを育てること。
- (2) 家庭において子どもに基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成すること。
- (3) 家庭において子どもが心身ともに安らぎ、くつろげる場をつくること。

(地域住民の役割)

第6条 地域住民は、子どもが地域の様々な人たちとのふれあいや関わり合いの中で育つことが大切であることを認識し、次の役割を担います。

- (1) 地域社会の一員として育てるため、子どもが、地域の活動に参画できる機会をつくること。
- (2) 虐待、暴力、犯罪などから子どもを守るため、安全で安心な地域をつくること。
- (3) 地域の人や資源を活かし、学校等や家庭との交流や支援に取り組むこと。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、地域施設のひとつとして、家庭及び地域と積極的に連携するとともに、子どもが、自立し、社会でたくましく生きる力を身につけることができるよう、その年齢及び成長に応じ、子どもの育ちを支えます。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、事業活動を通じ、子どもの育成や子育て支援に貢献する大切さを認識し、次の役割を担うよう努めます。

- (1) 保護者が、子どもとの関わりを深めることができるよう配慮すること。
- (2) 地域住民が行う子どもの育成に関する活動に協力すること。

(市の責務)

第9条 市は、子どもの健全な育成に関する施策の推進に当たっては、福祉、保健、教育及びその他関係分野について、相互に連携し、総合的に取り組みます。

- 2 市は、子育てや子どもが自ら育つ力を支えるため、保護者、地域住民、学校等及び事業者が、相互に連携できるよう支援します。
- 3 市は、子どもに対する虐待及びいじめの予防並びに早期発見に取り組み、虐待及びいじめに対し迅速かつ適切に対応するために、相談機能を充実し、関係機関と連携して、必要な支援を行います。
- 4 市は、子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民、学校等及び事業者と相互に連携し、子育て家庭の支援を行います。

5 市は、子どもが社会の一員であることを認識し、意見表明の機会を提供します。

第4章 目的の達成に向けて

第10条 市長は、子どもの育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、当該施策に関する事業計画（以下「事業計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、事業計画を策定し、又は変更しようとするときは、丹波篠山市子ども・子育て会議の意見を聴きます。

3 市長は、事業計画を策定しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じます。

4 市長は、事業計画を策定したときは、速やかにこれを公表します。

第5章 子ども・子育て会議

（設置）

第11条 市長の附属機関として、丹波篠山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」といいます。）を置きます。

（担任する事項）

第12条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に規定する事項のほか、次に掲げる事項を調査審議します。

- (1) 事業計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 事業計画に基づいて行った施策の評価に関すること。
- (3) その他、子どもの育成に関する重要事項

（組織）

第13条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募により応募した者のうちから市長が適当と認めた者
- (3) その他市長が必要と認めた者

（任期）

第14条 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

2 委員は、再任されることができます。

第6章 委任

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

附 則（平成25年3月27日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

（篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成11年篠山市条例第46号）の一部を次のように改正します。

〔次のよう〕略

5 用語解説

本文中の主な用語について、その解説を以下に示します。解説内容については、国の子ども・子育て会議資料（内閣府）等を参照しています。

あ

預かり保育

幼稚園が実施する教育時間終了後にも、延長して子どもを預かる。

育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6か月）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

一時預かり事業

保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、一時的に子どもを預かる。

NPO（民間非営利組織：Non Profit Organization）

「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進」（法第1条）することを目的として、平成10年12月に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行された。NPO法は、特定非営利活動法人（NPO法人）の自主性、自律性を尊重する観点から、様々な形で行政の関与を極力抑制しており、設立手続において認証主義を採用するとともに、NPO法人は自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられている。

こうした中で、現在多くのNPO法人が設立認証を受け、各地で様々な活動を行っており、新たな公益活動の担い手としての期待が高まっている。

延長保育事業

通常の保育時間の前・終了後に延長して保育を行う。

か

かかりつけ医

家族全員に対し、その病歴を把握した上で、的確な診察・健康相談などを行える医師。

家庭児童相談室

家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所（丹波篠山市では市役所内にある）に設けられている相談・指導等を行う機関。社会福祉主事、家庭児童相談員が配置されている。

教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所をいう。

合計特殊出生率

合計特殊出生率＝（母の年齢別出生数÷年齢別女子人口）の15歳から49歳までの合計。15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

子育てグループ

子どもの育児をしている親同士が楽しく子育てができるよう、子育てに関する情報交換や交流などを目的に自主的に結成されたグループ。

子育てふれあいセンター

市内に4か所あり、子育てに関する情報提供・相談・指導、子育ての学習・交流事業の実施、子育てグループの育成・支援など、地域の子育て家庭への支援を行う。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

事業所内保育

保護者の勤務する企業や病院などの事業所が運営し、職場内または周辺にある施設。一般の保育所では対応できない深夜や休日などの勤務に応じた保育にも対応しているケースもある。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成27年までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日から施行されている法律。

児童

法律により定義が異なり、学校教育法では満6歳～12歳までを学齢児童、児童福祉法では、満18歳未満を児童と定義する。なお、本文中では、法的、専門的な記述については「児童」、その他については「子ども」という表現を用いている。

児童館

児童福祉法第40条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の種類で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。

児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

児童福祉週間

児童福祉の理念の周知を図るとともに、国民の児童に対する理解と認識を深め、児童愛護の責任を自覚するよう強調するため、昭和22年にスタートして以来、毎年5月5日の「こどもの日」を中心に全国的に実施されてきた。

小規模保育

0～2歳児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。保育所分園に近い類型（A型）、家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型（C型）、その中間的な類型（B型）の3類型がある。

少子化

子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。

ショートステイ事業

保護者が疾病・出産・看護・出張・学校行事等の社会的理由や、育児不安・育児疲労による精神的負担の軽減が必要な場合などで、家庭での子どもの養育が一時的に困難となったときに、施設で数日預かる。

食育

平成 17 年 7 月に施行された食育基本法に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。

スポーツクラブ 21

豊かなスポーツライフを実現し、スポーツを通じた地域コミュニティづくりを進めるため、平成 12 年度から法人県民税の超過課税を財源として、全県下に地域スポーツクラブを設置する支援事業。

総合計画

本市の長期的なまちづくりを総合的で計画的に推進するため、まちづくりの基本方向と、事業、施策を総合的体系的に示した市の最も基本的な計画。

「第二次篠山市総合計画」の計画期間は平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間。

た

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。

男女共同参画プラン

丹波篠山市における男女共同参画社会の形成に向けて、お互いの人権が尊重され、また、男女が対等なパートナーとして、ともにいきいきと暮らすことができる社会の実現をめざす総合的な取り組みを進めるため、本計画が策定された。

地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等、子ども・子育て支援法に基づき実施する事業。

地域型保育事業

0～2歳児を対象とし、小規模保育、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員5人以下で保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育を行う事業。

な

認定こども園

保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべてのこどもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違うこども同士が共に育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能をもつ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

は

パブリックコメント

市の基本的な施策などを策定する過程において、事前にその案を公表し、市民だれもが意見を述べるができる機会を設け、それに対する市の考え方を公表していく一連の手続。

バリアフリー

障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

PTCA

P T A（parents＝両親、teacher＝先生、association＝組織）に地域社会のC（community）を加えたもの。家庭と学校だけでなく、地域の人々の協力を得て、子どもの健全育成を図る組織。

兵庫県では、平成13年度より教育委員会の事業として、PTCA支援事業が推進されている。

病児・病後児保育事業

子どもが発熱などの急な病気となった場合や病気の回復期などに、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育する。

兵庫県福祉のまちづくり条例

平成4年10月9日に兵庫県が全国に先駆けて制定した、高齢者や障がいのある人はもとよりすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりをめざすための条例。

ファミリーサポートセンター事業

「子育てを応援したい人」と「子育ての応援をしてほしい人」が会員登録し、育児の相互援助活動を行えるよう支援する。具体的には、事務所を設置し、会員同士の仲介をする。

ブックスタート

「絵本」を抱っこされながら読んでもらうことで、赤ちゃんが人と一緒にいるぬくもりを感じながら、優しく語りかけてもらう時間をもつことを応援する運動。

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

放課後、家庭において保護者等の保護を受けることができない児童に対し、生活の場を与え、仲間づくりや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭や寡婦の方々が抱えている様々な悩み事（生活上の問題、子どものこと等）や母子父子寡婦福祉資金の貸し付けの相談相手となり、問題解決の支援をする。

ま

民生委員・児童委員

地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員・児童委員の任期は3年間。児童委員は、児童福祉法第12条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。

わ

ワークショップ

ある課題についてアイデアを出し合い、意思決定をする会議の方法。通常の会議との違いは、誰もが自由に意見を言いやすいように工夫されていて形式張っていないこと、グループの創造行為と合意形成に焦点をおいていること等。近年、住民参加型のまちづくりなどで、合意形成のために使われる手法で、様々なアイデアや意見の交換を通じて、参加者全員で判断をしながら進める。

第2期 ささっ子 子育て いちばんプラン
～第2期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画～

発行：丹波篠山市

発行年月：令和2年3月

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町4-1番地

TEL 079-552-1111（代表）
